

議事日程（第2日）

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

出席議員（9名）

| | | | |
|-----|------|----|-------|
| 1番 | 村木俊文 | 2番 | 松野由文 |
| 3番 | 三浦元嗣 | 4番 | 杉本真由美 |
| 5番 | 安藤哲雄 | 6番 | 安藤巖 |
| 7番 | 鈴木浩之 | 8番 | 安藤浩孝 |
| 10番 | 井野勝巳 | | |

欠席議員（なし）

欠員（9番）

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------|-------|---------------------------|-------|
| 町長 | 戸部哲哉 | 副町長 | 中村正 |
| 教育長 | 名取康夫 | 総務課長 | 奥村英人 |
| 防災安全課長 | 臼井誠 | 税務課長 | 木野村英俊 |
| 教育次長 | 有里弘幸 | 教育課長 | 河合美佐子 |
| 住民保険課長 | 安藤ひとみ | 福祉健康課長 | 林賢二 |
| 健康づくり担当課長 | 大塚誠代 | 都市環境課 技術調整監 兼上下水道課長 | 牛丸健 |
| 都市環境課長 | 山田潤 | 会計室長 | 堀口幸裕 |

職務のため出席した事務局職員の氏名

| | | | |
|--------|-------|------|------|
| 議会事務局長 | 福田宇多子 | 議会書記 | 矢川彰紀 |
| 議会書記 | 後藤祐斗 | | |

○議長（井野勝巳君） おはようございます。

連日、御苦労さまでございます。

きょうはまた傍聴の方々、多く御参加いただきましてありがとうございます。

では、ただいまから平成29年第4回北方町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井野勝巳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、4番 杉本真由美君及び5番 安藤哲雄君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（井野勝巳君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

最初に、安藤浩孝君。

○8番（安藤浩孝君） 皆さん、どうもおはようございます。

それでは、一般質問を始めさせていただきますが、本日は1つ目に県営住宅「ハイタウン北方」の新たな価値の再生へということでございます。2つ目が清流平和公園の犬の飼い主散歩のマナー、3点目に空き地の環境保全に関する条例の改正について、以上3点でございます。

それでは、1問目の県営住宅「ハイタウン北方」新たな価値の再生へで質問させていただきたいと思っております。

「もはや戦後ではない」と言われた昭和30年代後半、所得倍増、高度成長、先進国、東京オリンピック、新幹線など、当時を生きてきた私たちにとって、懐かしさと時代というものを改めて感じると同時に、それらのキーワードとして、暮らしもそのときを境に大きく変化をしてまいりました。住宅団地もその一つであります。

戦後の日本は、大変住宅不足に悩まされており、その解決のため、コストや建設、土地の効率がよい良質な住宅が大量かつ計画的に計画をされてまいりました。当時、団地での暮らしは国民の憧れで、ステンレスの流し台、湯沸かし器、家族の個室、当時の日本では珍しく最先端の文化的な暮らし方、そのため多くの若い世代が一気に団地に入居する現象が起きました。「団地族」「核家族」なる名詞のはしりもこのころであったのではないかと思うわけであります。

本町におきましては、岐阜国体開催の昭和40年に長谷川団地工事が開始されました。概要は、中層4階建て29棟、低層2階建て60棟、最盛期には1,136戸、3,000人近い住民が暮らし、本町の人口、世帯数の3割近くを占めました。その後、建物の老朽化、時代に合わない間取り、手狭な

どから順次建てかえられ、平成10年、長谷川団地から名前をハイタウン北方に変え、第1区222戸の入居が開始をされました。現在では、S棟が4棟、A等が3棟、計7棟の高層住宅642戸となっております。平成29年3月1日現在、世帯数は543戸、人口は1,258人で本町の人口、世帯の約7%ほどを占めております。

そこで、質問をしていきたいと思うわけですが、ハイタウン北方の入居率は、平成20年94%、平成27年88%、平成29年4月1日ですが、この現在で84%と急激に落ち込んでおります。S棟2棟については、80%を大きく割り込んでおります。募集調査によりますと、平成25年募集戸数83戸に対して、入居者は22戸、平成26年76戸の募集に対して31戸、平成27年60戸募集に26戸、この3年間で募集戸数は219戸に対して、わずか79戸、36%の入居率となっております。かつては、抽せんしないと入居できない時期もあったわけですが、昔日の思いであるわけですが。

入居率の低下、入居者の減少に伴い、さまざまな問題が現在懸念をされております。まず第一に地域力であります。地域力が低下することによって、住宅地としての活力、きずな、協働、共助が衰退をし、自治そのものが崩壊してしまうのではないかと。それによって今日の大きな課題、急激に進む住民の高齢化、ひとり住まいの増加、社会問題となっております孤立死など、地域のマンパワーが大きな鍵を握っていることは申すまでもありません。

ハイタウン北方は、本町のまちづくり及び住宅施策の重要な位置づけであると考えております。入居者が減っていることへの所感並びに、県に対して入居率を上げる施策、手だての要望の考えをお聞きしたいと思っております。

次に、新庁舎を中心とする町なかの機能、商店、施設、医療、バスターミナル、人や物や情報が集積するコンパクトな町のネットワークをシティプロモーションとして、「ハイタウン北方」新たな価値の再生をして、若い世代から人気を得る団地への施策の考えをお聞きしていきたいと思っております。

次に、当ハイタウン地区の高齢化率が大変高いので、いろんな意味で心配を今しておるわけですが、S1棟高齢化率43.4%、S3棟33.7%、S4棟34.5%、本町の平均は22.3%でございます。日本が20年後に直面する高齢化率をしのぐ驚嘆する数字となっております。今後も、高齢化率、ひとり住まいの人が一層増加することが予想される中、自助・互助・共助・公助に基づく医療看護、介護リハビリテーション、保健福祉、介護予防・生活支援、住まいの5つの視点を組み合わせ、ニーズに対応する地域包括ケアシステムをどのように取り組みをされていくのかお聞きをいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（井野勝己君） 奥村総務課長。

○総務課長（奥村英人君） 改めまして、おはようございます。

それでは、私から県営住宅ハイタウンの新たな価値の再生に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、ハイタウン北方の入居率につきましては下落傾向にあり、特にS 2棟では80%を下回っているところであります。直近の状況を県住宅供給公社に確認をしたところ、ハイタウン北方全体では642戸、そのうち84戸が空き室で、入居率は87%となっています。ちなみに、空き室のうち14戸は破損状況等がひどく、入居不可としておるとのことでございます。この部屋を除外して計算すると、総戸数が628戸、そのうち空き室が70戸となります。実質入居率は89%となっております。

なお、特殊事情といたしまして、昨年9月からことしの3月までS 4棟の大規模修繕工事を行っていたため、その期間の入居募集を停止していたことや、ことしの5月から新たにS 2棟で大規模修繕工事を行っているため、募集を停止しているとのことでございます。これも入居率が高くない要因であると考えられます。

以上の条件を考慮しますと、下落傾向にあるとはいえ、ハイタウン北方の入居率は実質90%が確保されていると考えております。

また岐阜県では、近年の入居率の低下の対策といたしまして、1月に条例を改正し、これまで3カ月に1度の定期募集であったものを、ことしの2月から毎月の定期募集に変更し、さらにそれに加え随時募集も行っているとのことです。

なお、そもそも県営住宅は、公営住宅法の規定に基づき建設された住宅であり、住宅困窮者のための低廉な家賃で住宅を供給し、県民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的としています。そのため、特に若い世代をターゲットにして呼び込むような施策は、県営住宅の本来の目的とは異なっており、県に対しての手だてを要望することは難しいのですが、何とか若い世代の入居をふやす方策がないかを協議をしてみたいと思いますので、御理解をよろしく願いをいたします。

○議長（井野勝巳君） 林福祉健康課長。

○福祉健康課長（林 賢二君） 議員からお尋ねのありましたハイタウン北方地区での地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みについて、1点お答えをいたします。

地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みについては、本年3月議会でも議員から御質問がありましたので、答弁を申し上げたところではございますが、今回は町内でも高齢化率の高いハイタウン北方地区について具体的にどう取り組むのか、その姿勢について示してほしいという趣旨であろうかと存じます。

それでは、現在の進捗状況などもあわせて御報告させていただきながら、お答えをしてみたいと思います。

平成24年から当地区に開設されている「ひなたぼっこクラブ」に加え、本年8月10日には、役場庁舎つどいの広場に「ホッと・カフェつどい」を開設いたします。これら2つの事業は多世代交流の場として位置づけられ、高齢者が閉じこもることなく広く地域に出て活躍する機会を提供するものとなります。多世代交流により、若い世代や現役世代から刺激を受けたり、反対にみずからの豊富な経験を次代を担う若い世代に伝えたりと、地域力の向上に相互に役立つことが期待

されます。

また、この地区の見守り体制としては、昨年より発足しました「北方町支え合い地域づくり協議体」におきましても、現在、主題として取り扱っており、先般町内の2つの郵便局と締結しました包括的見守り協定を、今後発展的に他職種、またほかの団体へ拡大させていくことができるようより組んでいるところでございます。

また、日常生活のちょっとした困りごとに対応できる有償ボランティア組織「北方くらし助け愛隊」が社会福祉協議会に立ち上がり、日ごろの支え合いとして互助機能の効果に期待をしております。加えて、元気な高齢者づくりの事業である「百歳体操」を支援するサポーターの養成講座を開設し、ボランティア体制の構築を図ると同時に、高齢者自体も支え合いの担い手となることのできるような社会づくりに貢献します。

これらのことから、地域的なつながりを構築し、それを強化することで地域包括ケアシステムの構築をゆっくりではありますが、確実に推進していけるものと確信をしております。そして、それは本年度より始まった第七次総合計画で町長が標榜する「つながりで築く躍動するまち北方」の実現にほかなりません。

これからもハイタウン北方地区に限らず、町全体で地域包括ケアシステムの構築を推進し、地域全体が一体となって、みんなの力で支え合いながら生活できるまちづくりに一層取り組んでまいりますので、御指導のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○8番（安藤浩孝君） ただいま、ハイタウン北方の入居率の低下、募集戸数が大幅に下回ると。空き部屋の増加ということで、地域力が低下するというような諸問題について質問させていただいたわけでございます。もう少しちょっと掘り下げて、核心部分について聞いてみたいと思っています。

入居率、先ほど言われましたように何とか80%どうのこうのなのですが、棟によってはやっぱりとんでもない数字になっているんですね。例えばS1、平成20年度が96%、23年度が95%、平成27年度が91%、それがS2になりますと76%、73.8%ということで、かなり各棟によってでこひこがあるんですね。

全体でAのほうが割と比較的入居率が埋まっておるので、そこで底上げしているだけの話であって、S棟本当にすごいですよ。清掃活動を見ておっても、本当にお年寄りの方が数人で、やってみえる方も大変やというようなことも結構言ってみえるんですね。若い方がやっぱり見えないう。やっぱりそういった清掃活動も出れん方も結構見えるんで、本当に少人数でやってみえるところもあるんで、これ本当に自治そのものがこのままいっちゃうと本当に崩壊してしまうんではないかという、大変本当に危惧を今しております。

そこで、ちょっと核心部分をお話しますが、所得月額のことをちょっとお話しさせていただこうかなと思っていますが、例えば家賃を決めるのに第1段階のゼロ円から10万4,000円、それから第4段階の13万9,000円から15万8,000円、これによって家賃が決まってくるんですね。

例えば、本人と奥さんお二人だけ、扶養が全然ない、年収300万、所得控除後が192万ということになりますと、月額にしますと12万8,300円ということになると、第3段階ということで大体4万円弱ぐらいの家賃になるんですね、4万円前後に。それで、もう一つ例を挙げますと、本人の収入がもうちょっと上がって367万、奥さんが107万、子供1人、老人の方がお一人ということで、控除される方が結構お見えになるんですね。それで収入が300万円から67万上がるんですが、所得控除が240万、そこからお子さん方やいろいろな方の控除を引きますと13万1,000円、ほぼ先ほどの収入の方と変わらないですね。お年寄りとお奥さんがパートさんですので、正社員じゃないので。

これも当てはめると大体第3段階の4万円前後になるんですが、問題は、この若い方がだんだんお子さんが成長しまして社会人になった、奥さんも手がかからんようになったから正社員になったということになるんです。そのときに、ちょっと例を言いますと、旦那さんが収入が500万、妻が正社員で250万、子供も同じく250万と設定すると、控除というものが引かれませんので、所得の月額が50万円ということになるんですよ。50万というとうどうなるかということ、特定公共賃貸住宅というのがありまして、特公ですね、特公住宅というのがありまして、第1段階の15万8,000円から第3段階の48万7,000円、これによって家賃が決まってくるんです。

今の方、お子さんが学校を出られて社会人になった、奥さんも正社員になった、それで今年年収500万を合わせますと、何と12万5,000円という金額になってしまう。12万5,000円という金額、果たしてハイタウンでそのまま暮らしていただけるかということ、甚だ疑問なんですね。岐阜へ行けば、多分一等地で大変交通やら利便性がいいところで12万5,000円の賃貸のマンションが借りられますし、ましてや家を建てられるなり、そういう方が出てくるわけです。

だから、そういう方が、お子さんが学校を卒業すればほとんどこれに当てはまってくるんですよ、金額的に。これはもう根本的にこういったことを変えていかないと、高齢化はますますひどくなるばかりで、お年寄りばかりの団地になってしまうんですよ。ちょっと収入が出てくると皆さん出られるというのは、そこなんですよ。その辺をちょっと県のほうで、町のほうではないんですが、県のほうでぜひ突っ込んだ話をしていただきたいというふうに思っています。

それで、今県がおやりになってみえるので、公社の賃貸住宅、例えばこれ穂積駅の駅前にある瑞穂別府住宅というのがあるんですが、ここは大変名古屋のほうも利便性がいいですね。傘も要らなくて、すぐ目の前が穂積駅、大変利便性がいいところでも一時入居が悪くなった。それで、今何をしているかということ、若者支援、家賃が5万1,200円のところを補助金を県が1万5,300円出して3万5,900円。新婚さんの補助も出してまして、3万9,200円。子育てを一生懸命やってみえる方、子育て支援3万9,200円。これも全部補助金を出してやって、今もうほとんどいっぱいらしいです。こういった手が打てるので、ぜひやっていただきたい。ついでに言いますが各務原のサンハイツ花水木、ここも補助を出しておるんですね、子育て、新婚。

ということで、4万円前後で大変条件がいい家賃で入れるということになりますので、ぜひこういった入居率を上げるために共同地域の地域力を高めるために、若者とお年寄りが共に暮らす、

地域で暮らす取り組みをぜひ県と一緒にやっていただきたいなあというふうに思っています。それで、要望として、そういったことを県とぜひやっていただきたい。

それからもう一点言いますが、「ハイタウン北方」新たな価値の再生を生かして若い世代から人気を得る団地ということでお伺いしたわけでありますが、先月、私、5月21日、町民歩け歩けハイキング、大垣の水門川を中心とする散策に行ってきました。その帰り、大垣駅からの帰りに樽見鉄道に乗りましたら、十数人の若い外国の女性が乗ってこられました。身ぶり手ぶりでコミュニケーションをとったわけでありますが、なかなか交わることができなかったんですが、その方たちが北方真桑駅でどどっと十数人おりられたんですね。何の北方に用事があるのかなということで大変びっくりしておりましたら、言葉の端々に磯崎新さんの総合設計、プロデューサーをされた方だとか、1人、2人の設計士の名前が出てきました。何しに来たんですかと言ったら、視察に行くというんですね。大変この団地、注目のある団地ということらしいです。この前も樽見鉄道の運転手と話をしましたら、この前フランスから20人ぐらい視察に見えましたよと、それぐらいの団地なんですよ、これは。

ちょっと私ごとであれですけど、この前もちょっと私の家内の友達が多摩ニュータウン、もう今から30年、40年前にできた団地ですが、かなり今、老朽化してきているんですが、そこに住んでいる方が見えまして、ここを見たらびっくりしました。これは入居率が大変でしょう、くじを引かんと入れんでしょう、若い人がいっぱいでしょうと言われる。いや、ことごとく若い人はいないし、くじも全然ですよという話をしたら、本当にびっくりしておりました。

ここはもう本当にポテンシャルが高い団地だと私は思っています。外から見ると、本当にある意味憧れの団地ではないかなと、ハイタウンが、と思っていますが、その辺がやっぱり県がやっておられるのか民間ではないせいかわかりませんが、やっぱりもう少しうまく発信して、せっかくこういった新庁舎を中心とする町なかという機能をしっかり訴えて発信していけば、いい団地になるというふうに私は思います。

ぜひ県と官民で協議体をつくって、これを再生する何かそういったプロジェクトを含めて、ちょっとお願いできんかということで再質問したいんですが、最後にもう一点、ホームページ北方住宅のあらまし、ちょっと見ましたら、びっくりしました。管理、北方町施設管理会社、最寄りの交通、名鉄揖斐線美濃北方駅または北方千歳町500メートル、まだこれ残っているんですよ。もう電車は10年前になくなっておるんですが、まだホームページの北方住宅のあらましに出てくるんですよ。ぜひこの団地で暮らしてくださいと言って、ええっ、電車はいつなくなったのということなんで、やっぱり県もそうなんですが、もうちょっと発信をしっかりとやっていただきたいと思いますので、再度そのあたり、家賃も含めて、課長、ちょっと御答弁をお願いします。

○議長（井野勝己君） 奥村総務課長。

○総務課長（奥村英人君） 議員御指摘のとおり、今の家賃設定ということになっておりますので、先ほどお話をさせていただいたように公営住宅法の規定に基づいて建設された住宅ということで、この家賃設定を変えていくということは県に相談してもかなり国の補助をもらって建設をしてみ

える以上、なかなか難しいところがあるのかなと思いますが、その辺も含めて県のほうと私どものほうと協議をさせていただいて、何とか新たな方法として家賃設定だけじゃなしに、ほかの部分も含めて、何とか若い世代に入居していただける方法がないかを模索はしてまいりますので、御理解のほどをよろしく願いをいたしたいと思います。

また、ホームページにつきましては、早速すぐ修繕をさせていただきますので、大変申しわけございませんでした。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○8番（安藤浩孝君） それでは、2つ目の質問でございますが、清流平和公園、犬の飼い主散歩のマナーに入りたいと思います。

シティプロモーションの取り組みの一つとして、水辺空間と一体となった「かわまちづくり」糸貫川・清流平和公園が平成27年3月に完成をしました。良好な水辺空間形成の公園には、季節を問わず多くの方が訪れております。休日ともなると、緑の中を思いっきり駆ける男の子、フリスビーを楽しむ親子、坂を転げる子供、起伏に富んだ芝生のあちらこちらから笑い声が聞こえてまいります。開園2年ではありますが、今では本町の住民は無論のこと、近隣市町の人も多く訪れる公園となっております。

そこで質問をしていきたいと思いますが、開園当初から河川環境保全の取り組みの一つとして公園の清掃活動を「ゆうすいの会」の1会員としてやってまいりましたが、公園内で犬の飼い主の散歩マナーについて御指摘をいたしたいと思います。

犬のふん、尿の後始末をしない。リードを外された犬が芝生広場を走り回る光景が見られます。行政においては、公園使用上の注意看板、入口道路面に公園でのマナー向上啓蒙に努めておられるわけではありますが、一向によくなっていく気配が感じられません。この公園敷地の主なものは芝生広場で、子供が芝生の上で遊ぶコンセプトの公園となっております。

先ほども申しましたように、あちらこちらで犬がふん尿をする、公衆衛生上、問題なのではないかと思っております。また、習性がおとなしい愛玩の犬でも、小さな子供をかみついた事例もありますし、動物と接することが情操に大事だとは思いますが、犬が嫌いな受け付けられない子供もいるわけであります。公園内の犬の立ち入りについての考えをお聞きいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（井野勝巳君） 山田都市環境課長。

○都市環境課長（山田 潤君） 議員お尋ねの清流平和公園内の犬の立ち入りについてお答えします。

清流平和公園は、平和と環境をテーマとして整備を行い、園内には広島・長崎で被爆したアオギリとクスノキの二世苗木を両市から譲り受けて植栽し、不戦の誓いを新たにす平和の鐘をモニュメントとして設置しています。また、環境面では、河岸緑地の保全と清流沿いの公園化で都市景観を整え、自然への意識の高揚を図り、まちづくりの目標である人間都市、公園都市を念頭に、誰でも手軽に余暇を楽しめる場所として、まちの潤いと個性が発揮できる場所となり、大

勢の人々から親しまれ、全ての生き物が共生できる場所となることを願って整備を行ったものがあります。このため、この公園では犬の立ち入りは禁止していません。

議員御指摘のとおり、ふんの放置や放し飼いの目撃情報は寄せられており、一部の飼い主のマナーの悪さについては、この公園の設置の趣旨を御理解いただかず、大変残念に思います。

犬の飼い主の義務である「放し飼いをしない」「ふんの適正処理」については、公園だけでなくどの場所でも守らなければならないものです。飼い主のマナー向上については、今後も広報やホームページなどを利用して注意喚起を行ってまいります。

また、この清流平和公園につきましては、犬のリードを外さないことはもちろん、ふん尿の防止については、マナーベルトやサニタリーパンツと呼ばれる犬用のおむつの着用が義務づけできないか検討してまいりますので、御理解いただきますようお願いをいたします。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○8番（安藤浩孝君） 清流平和公園、当座は犬の立ち入りについては考えていないということですよ。おむつの着用とか、その辺のことを今後の課題ということではありますが、そこで少し再質問していきたいと思いますが、まず1点目、北方町、本町の都市公園19カ所、それから防災公園などが5カ所、子供遊園9カ所、全部で33公園あるわけではありますが、この中で犬が立ち入ることを認める公園、子供遊園、防災公園含めて何カ所あるのか、まず1点お聞きします。ここだけなのか、犬の立ち入りできるのが、それをちょっと33カ所のうち何カ所あるのかお聞きします。

次に、これが毎日新聞に出ておりました。大学の発達心理学の先生なんですが、こんなようなことをちょっと述べておられます。

自然の中で土や虫に触れながら遊ぶことは、子供の発達にどう影響を与えるのかということをございまして、その中で、自然の中で五感を総動員することで自分の根っこが大地につながっていることを実感できるというようなことを大学の先生が言っておられるんですが、一方、砂とか泥などに衛生面に不安を持つ親がたくさんいるのも事実だということが出ております。東京の玩具の輸入販売会社が、2013年に1歳から5歳の子供のいる母親に意識調査をしたところ、砂遊び・泥遊びをさせたいという回答は以前は7割超えておったんですね。それが現在では遊ばせる頻度は1週間に1日未満、ほとんどないということに近いかわかりませんが、その4割を今は占めておる。かつて7割以上が遊ばせたい、それが今ほとんどの方が外でこういった泥遊びはさせたくない。

衛生面の不安や汚れを挙げる母親が多かったということでありまして、国土交通省が、これはちょっと古いデータなんですけど、2014年に全国の公園の6割に当たる砂場、これが現在4割に減ったということをございまして、新設する公園には、今ほとんどそういった砂場遊びができないというような形になっている。どれもこれも犬や猫の衛生面の不安から、こういったことが現状に行われておるといことなんですけど、それと、あともう一つ、この前ちょっと新聞等々に出ていましたが、神奈川県・埼玉県で犬猫のふん尿でランブル鞭毛虫ジアルジア症というのが、年間今150件ぐらい全国で感染報告がされております。クリプトスポリジウム原虫で、数百から数千

人規模の散発的な集団感染も事案で挙がっておるわけでございます。

そのあたりも、犬が芝生の中で今のマナーが守れない状況が本当に続くなら、もう一步踏み込んだことを考えてもいいのではないかなと思うわけですが、その辺を含めて、先ほどの公園を含めて、再度御答弁をお願いします。

○議長（井野勝巳君） 山田都市環境課長。

○都市環境課長（山田 潤君） 犬の立ち入りを認めている公園につきましては、済みません、当課の所管のものに限りますけれども、都市公園とその他公園合わせて24公園のうちということになりますけれども、そのうち5カ所については放し飼いを禁止というふうにしてあるだけで、連れ込みまでは禁止をしておりません。

それと、衛生面の心配でございますけれども、確かに砂場等土遊びにつきましては、そのような懸念が近年大きくなってきておりますので、砂場のある公園につきましては当然町のほうとしても年2回砂場清掃を行い、消毒等、ごみ・ふん等の除去に努めておるところでございます。そのほかに関しましては、直ちに立ち入りを規制さえすれば全て解決するというものでもございませんので、さまざまな観点から検討してまいりたいと思っております。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○8番（安藤浩孝君） 認めておる公園5カ所、これはどこでどういうふうに見たら我々市民はわかるんでしょうかね。教えてもらえればいいけど、5カ所、いいですか。

○議長（井野勝巳君） 山田都市環境課長。

○都市環境課長（山田 潤君） 公園には注意看板を設置しておりまして、その立て看板が全ての公園にあるわけではございませんけれども、ある看板のうち放し飼いの禁止のみを明示したものが、お伝えしますと、曲路公園、それから小柳公園、それから柱本公園、それから清流平和公園と防災公園という5カ所になります。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○8番（安藤浩孝君） 今、5カ所、曲路、小柳、柱本、清流平和公園、防災公園ということで5カ所ということなんですが、あと中央公園、それから夕べが池公園、どちらも芝生広場があるわけですが、こういったところは犬はだめだよということで、この今の5カ所がいいよという明確な線引きというんですか、お互いにこれ芝生広場ですよ。中央公園は御存じのようになかなか大きな芝生広場、皆さん寝転がって遊んでいますよね。夕べが池公園も遊んでいます、この辺、かちとしたものがあるのかどうかをちょっとお聞きしたいというふうに思います。

それと、私たち今、清流平和公園で清掃をしています、3月か2月だったと思いますが、瑞穂市から来ておられました若いママさんと3歳ぐらいの幼児の方でしたけど、その方がちょうど見えたときに犬が目の前でおしっこしたんですよね。そのときに、僕らは背中にやっぱり「ゆうすいの会」という看板をつけてやって清掃活動をしておるもんで、係員ということで、これ普通じゃないよねという話を若いママさんから言われましたので、大変私もお答えもなかなかしにくかったんですが、せっかく口コミでこの公園いい公園だよ、一回行ってくださいよということで、

2歳、3歳の子を連れて来たんだけど、そういうのを目の前で見ちゃうともうちょっと来れんよねということを話をされておったんですよ。

ぜひ、これ例えば我々サービスエリアへ行っても今、ドッグランだとか、ちょっと私たちが歩くところと犬やらそういう生き物が走り回るところはやっぱり分けするなり、何かそういった方法ができるのでしょうかね。その辺をちょっとお願いをしたいと思います。

先ほどの明確な話、どういう線引きなのかという話、何であそこはよくて、ここはあかんのやというその辺の線引きの話と、それと、もう一点またホームページの話になりますが、ホームページで公園を探しても区画整理の中の公園、あと都市公園ずうっとあるんですが、大きな地図に印を打ったものと都市公園の名前ぐらいいかないんですよ。やっぱり今の若い人たち、ネットの世界ですから、新しく北方に来られた方、そのネットを見てこの公園はこういう特徴があるんだよ、こういったような遊具があるんだというようなものも、よその市町は結構出てくるんですね、公園。そのときに、公園の利用案内ですね、愛犬家の方たちがこういうことに気をつけてくださいよというような啓蒙活動も、やっぱりネットで知らせるべきかなというふうに思っています。平米数と名前だけの公園というのは、見ておっても何にもさっぱりわからんもんで、ちょっとそういった工夫もしていただきたいなあと思います。

今、3点お聞きしました。これお願いします。

○議長（井野勝巳君） 山田都市環境課長。

○都市環境課長（山田 潤君） 公園の犬を連れる、連れないの区分でございますけれども、整備が古い公園につきましては、基本的に犬の立ち入りを禁止してまいりました。ですので、最近の新しい清流平和公園、防災公園につきましては、そうした禁止した公園ばかりでございましたことでもありますけれども、近年、愛玩動物の飼い方につきましては住民の方の意識が変わってまいりまして、家族のように扱う飼い方の方も当然ふえてまいりました。当然、飼う方の割合もふえてまいりました。そういうことも鑑みて、近年の新しい公園は立ち入りをあえて禁止をしていないということでございます。

それから、古い公園でも3公園だけ放し飼いのみ禁止と、連れ込みまでは禁止していないというものにつきましては、今まで看板で何も規制をしていなかったところにつきまして新たに看板を今回立てさせていただいておりますので、その辺は今後看板が立っていないところにつきましては、そういったような方向で考えたいという願いでつけていっております。

それから、清流平和公園の犬の立ち入りにつきましては、最初にもお話をさせていただいたとおり、この公園の整備の趣旨、全ての生き物が共生できる場所となることを願って整備を行ったということでございますので、排除すれば済むということでは直ちに解決するわけではございませんので、その辺は長い目でどんなことが可能か検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、各公園の広報等周知につきましては、前向きに検討していきたいと思っております。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○8番（安藤浩孝君） それでは、3点目に入りたいと思いますが、空き地の環境保全に関する条例を改正という題目でございます。

昭和50年、13万1,000ヘクタール、平成2年、21万7,000ヘクタール、平成22年、39万6,000ヘクタール、この数値は農林業センサス農水省統計のもので、全国の耕作放棄地面積の年代変遷をあらわしたものであります。一昨年、平成27年では、42万3,064ヘクタール、およそ東京都の総面積の2倍となっております。耕作放棄率は12.1%に達しております。

平成バブル時から急速に耕作放棄地が増加しており、中山間部の田畑では森になり、自然に返っていているようであります。一方、都市部の耕作放棄地、休耕地では、住宅地の中にぽっかりあいた空間に、背丈を越し屋根に届くほどの雑草や、木陰をつくるまで伸びた木々がかいま見られるわけでございます。このような空間は、自然との調和のとれた環境ではなく、住民にとっては大変迷惑なものとなっております。

そこで質問いたしたいと思っております。

本町市街化区域での休耕地は何筆あるのか、面積は一体どの程度あるのかお聞きしたいと思います。その中で明らかに環境保全、手入れが全くされていない土地について把握されているのか、またそれらの土地について今後どのような方向性をもって良好な土地再生へつなげるのか、考えをお聞きいたしたいと思っております。

次に、関連いたしまして、昭和52年北方町条例施行「空き地の環境保全に関する条例」についてお聞きいたしたいと思っております。

施行されてから既に35年経過している中で、私たちを取り巻く暮らしは大きく変貌し、さまざま変わりをしております。少子・高齢化、核家族などに伴い、高齢者のみの家族や親族が近くにいないということで、宅地、農用地の管理が行き届かない、いわゆる雑草が伸び放題、ごみ捨て場になっている空き地が急激にふえており、近所トラブルのもととなっております。

現在この条例では、管理不良の状態にあるときは、所有者に対して必要な助言、または勧告を行うことや、所有者の申請により環境保全上必要があると認めるときは、雑草の除去を行うことができ、その費用は所有者の負担とすると定めております。このように所有者の申請がなければ雑草地の除去ができないことになっており、現条例のままでは助言、勧告に従わない所有者との間では問題解決につながりません。そこで、改善されない所有者には弁明の機会を設けた上で、従わない場合は最終措置として何らかの執行が必要と考えられます。そこで、一歩進めた条例改正が必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。2点お聞きをいたします。1回目終わります。

○議長（井野勝巳君） 山田都市環境課長。

○都市環境課長（山田潤君） 議員の御質問について、順次お答えをいたします。

当町の市街化区域内農地のうち、休耕地については、平成29年度の営農計画書によりますと84筆、合計4万1,804平米であります。このうち管理されていない、いわゆる耕作放棄地につきましては、農業委員会で農地パトロール等を行い把握に努めています。

管理が不適切とされた農地につきましては、地権者に遊休地の意向確認を行い、みずから耕作

するのか、所有権の移転や賃借権の設定を行うのか等確認を行うなど、農地管理の指導を行っているところでございます。今後とも農地の管理状況の把握に努めまして、適正管理の指導につなげていきたいと思っておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

次に、空き地の環境保全に関する条例改正についてでございます。

現在、雑草やごみの相談を受けた場合、必ず職員が出向き現地の状況確認を行い、地権者、管理者を調査し、この条例に基づき訪問や電話連絡、文書での通知を行っています。最近では、一部の例外を除き、その後ほとんどの方がみずから除草を行い、適正管理に努めていただいております。今後も雑草除去について適正な事務執行を行ってまいりたいと考えております。

しかしながら、助言や勧告に従わない方も一部にあり、社会情勢の変化や土地所有者の広域化などに対応していく改正も必要であると考えております。議会とも相談しながら慎重に検討してまいりたいと思っておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○8番（安藤浩孝君） 大変前向きというような御答弁だったと思いますが、ちょっと私の住んでおります近くの例を挙げながら、ちょっとお話をさせていただこうかなと思っております。

毎年毎年、本当に空き地が伸び放題、担当課も御存じだと思っておりますが、本当に皆さん地域周辺、困っておるんですよ。本当にもう害虫は出るわ、変なけものはおるわ、もう困っておるんですよ。その雑草そのもので困っておるのは、あと道路もなんですよ。実は、本当にもうここずうっとなんですが、道路の側溝から車道のほうまで伸びてきておって、もうひどいときは3分の1ぐらいが、本当の話ですよ、草で覆われるんですよ。6メートル道路ですね、側溝50センチ入れて5メートルある道路なんですが、それが3分の1ぐらい草が生い茂ってしまっ、行き違うことができずで手前で待っておるとい。その空き地の手間で通過するのを待っておるとい状況がここんところずうっと続いておって、そのたびに担当課へお願いに行っ、申しわけないけど、これやってもらえんやろうかという話をすると、いや、なかなかこれ税の公平性からいっでここだけやっちゃうとなかなか難しんですよというようなことで、大変消防団の方の御好意で毎年草が出始めて、年に2回やるというわけにいかんもんで、ころ合いを見て刈り取っていただいとおるとい、大変申しわけなく思っておるんですが、毎年毎年この繰り返しなんですよ。

私も所有者のほうに地域代表ということで電話しましたが、もう関係が完璧に終わっているんですよ。僕も電話しました、困っているということ。そうしたら、いきなり電話をがちっと切られておって、取りつく島もないという状況が今、続いておるんですよ、これ、ずうっと。

また、ちょっと今、草が生えてきたもんで、地域の方から何とかしてよという話がちらほら出てきておるんですが、もう少し待っておらんとまた伸びると、もう一回やってもらおうという大変気が重いもんでということなんですが。ただこの繰り返しばかりでは、やっぱりいかんと思っておりますよ。これからやっぱり先ほど言いましたように社会情勢がどんどん変わってきて、こういうところがもっともふえてくるというふうに僕は思っています。

たしか、先月の5月18日でしたか、庁舎で町民対話集会があったとき私も出ていましたけど、

ごみ屋敷問題で大変困っているというような自治会長さんのお話があったんですが、大変私も切実に受けとめてきたんで、ぜひ去年と同じことやなしに問題解決に向けて、ぜひこれ何とかしてほしいと思っておりますので、ぜひ議会も町も一緒になって取り組んで、こういう問題の解決にしたいと思っておりますので、もう少し一歩進んだことでお願いできませんか。終わります。

○議長（井野勝巳君） 山田都市環境課長。

○都市環境課長（山田 潤君） 議員がおっしゃっている意味はよく理解しているつもりだと思っております。ただ、そこまで踏み込んだ条例を制定されている他の自治体がほとんどないということもございますので、そういうことも鑑みながら今後検討していきたいと思っております。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○8番（安藤浩孝君） 以上で私の一般質問を終わります。

○議長（井野勝巳君） 次に、松野由文君。

○2番（松野由文君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。3点ほどお願いいたします。

まず1点目は、ごみ屋敷の現状についてです。

平成27年12月の定例会において、いわゆるごみ屋敷について一般質問させていただきました。ことしの5月18日木曜日、庁舎2階大会議室で開催されました町民対話集会において、地元の自治会代表者から、いわゆるごみ屋敷について、町への対応について質問がなされました。その中で、町長みずからごみ屋敷に対する条例を制定するとお話をされました。北方町におけるごみ屋敷のその後の現状と、ごみ屋敷に対する条例の条例制定に関する現状をお聞かせください。

○議長（井野勝巳君） 山田都市環境課長。

○都市環境課長（山田 潤君） 議員お尋ねのごみ屋敷の現状についてお答えいたします。

前回の質問後につきましては、警察とも連絡をとりながら、毎月1回または2回、平成28年度は計23回、今年度は計3回訪問し、指導を行ってまいりました。また、保健師による支援も行っており、毎週の元気はつらつ教室参加時に聞き取りや相談を行っております。

現場の状況は、指導に行けば片づけると回答されますけれども、ふえたり減ったりの繰り返しとなっており、改善されていないのが現状です。

今後につきましては、ごみ放置の建築物等に対応可能な条例制定について、早い段階の議会定例会に上程をし、遅くとも年内にと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（井野勝巳君） 松野君。

○2番（松野由文君） ありがとうございます。

私も先日ごみ屋敷の現状を見てきました。私が質問した当時と余り変化はないように見受けられましたが、確かに一部はきれいに片づけられている部分もあるようですが、まだまだ根本的な解決には大変ほど遠いように見受けられます。また、一部の場所には道路にごみが出かかっている状態、それから自転車が絶えず路駐をされている、そんな状態ですね。

早急な対応をお願いしたいなと思っておりますが、いわゆるごみ屋敷につきましては、今全国でも条例が制定されつつあります。最初によく皆さんも御存じだと思いますが、東京の足立区に足立区生活環境の保全に関する条例というのが平成25年1月1日に施行されております。その条例の中には、優秀な行政の皆さんはよくわかってみえると思うんですけども、調査、それから指導、または勧告、それから命令、代執行、それから支援、審議会、守秘義務等が明記されているような条例になっておるわけですが、その足立区では、いまだに代執行ということは一度も行われていないということでもあります。

その内容は、いわゆるごみ屋敷と認定された住人に対して、指導とか勧告、改善されなければ弁護士や自治会役員、学識経験者などで構成された審議会の意見を聞いた上で解消措置を命令できるということになっておりますが、その中で今、足立区でとられているのは、居住者支援を中心に対応されているということで、300軒以上にわたるごみ屋敷の110軒を超える軒数が今解決されているということだそうです。

これは、いわゆる道路に出るごみについては法律的にも、例えば道路交通法なんかで撤去ということが出来るわけなんですね。京都市でも、やはり道路に長年ごみが積み重なってきて、長屋みたいな建物の道路なんですけど、その奥に見える車椅子のお年寄りが出られないということで、命にかかわることもあるということで強制代執行ということで、ごみ袋で360個ぐらい、それを所員が総出で片づけたという、そういうこともあると思います。

ただ、その撤去作業は道路上での問題で、やっぱり敷地の中というのは、やはり個人の資産ということもありますので、たとえごみでもその方が私の大事なものだと言われれば、なかなか撤去することが難しいのではないかなということになりますし、また道路のごみを撤去しても、またしばらくすると1つ2つとふえてくるということで、イタチごっこになるということが多かったそうです。

ただ、その条例をつくることによって、いわゆる行政側のいろんな検討する一つの根拠になるわけですので、私自身も早くこういう条例はつくっていただきたいなと思っております。ただその中で、やはりごみをため込んでしまうという人は何らかの問題を抱えている方が大変多いと思っております。病、それからセルフネグレクト、自分自身の健康とか安全を損なうなど、必要な食事をとらないとかというような、そういう自分自身を自己放任するということですね。それからあとは家族との確執、それから地域での孤立などですね。

ごみを片づけるだけでなく、問題のもとを確定するための居住者支援が大切だと思います。条例制定後は、当事者への支援を重点的に置いて対応していただきたいなと思っております。それが多くの解決に結びついたという事例が今、全国でも言われておりますので、いわゆるごみ屋敷に対する条例ができるだけではなく、まだまだ私が質問してからまだ1年半ぐらいの中でそんな状態だということですので、いわゆる今の足立区で最初にごみの条例ができる原因になった方は、合計160回を超える指導、もしくは自宅訪問をされていると。それでやっぱり解決になってきたということがありますので、少し時間はかかるかもしれませんが、どうか忍耐強くや

っていただきたいなと思っております。小さな芽のうちに早目の対応が必要かなと思われま

それから、もう一件、ほかの場所も現在ごみ屋敷になっているところがあるんですけど、それについてはどう対応されておりますか。ちょっとお願いいたします。

○議長（井野勝巳君） 山田都市環境課長。

○都市環境課長（山田 潤君） もう一件、ごみ屋敷とまでの認識はございませんけれども、自宅敷地内に物を多く置かれている家屋は把握まではしております。ただ、近所等からの苦情も今のところないわけでございますので、特に特別な対応までは現在はしていません。

○議長（井野勝巳君） 松野君。

○2番（松野由文君） その家も私、時々見回ってはいるんですけども、やはりそういう小さな芽だと思うんです。先ほど言ったように個人の思いですので、何が大事で何が大事でないかというのはなかなか難しいことだと思うんですけども、やはり1件目のごみ屋敷のように、かなりの量が上へ積み上がってくると、その時点ではなかなか大変だろうと思うんです。特に集会で発言された自治会の方々というのは、やっぱりにおいと、それからハエとか、そういうものがいっぱい出るようなところで隣に住むというのは、大変耐えがたいことだと思っております。

そういう意味でも、2件目がそこまでなる前に時々巡回していただいて、事あるごとに少し整理されるように助言していただけるとありがたいかなと思います。実は、そこも自転車が路駐されております。自分の中におさめられない、その空間がないということだと思うんですけども、その辺は一つのあれかもしれませんけれども、早目に対応をお願いできるとありがたいかなと思っております。

条例化に当たっては、先ほど申し上げたような内容を反映していただけるようお願いして、1問目は終わらせていただきます。

続きまして、2問目に入らせていただきます。

これは今のごみ屋敷とよく似ているんですけども、ごみの不法投棄と家庭ごみの出し方に関する現状です。この質問も1点目と大いに関係すると思われま

すが、最近のごみの不法投棄やルールにそぐわない家庭ごみの出し方をされる町民がふえているようです。本来は、地元自治会が3月末に配付される暮らしのカレンダーに基づき、自治会員に家庭ごみの出し方の指導や啓発を行っていると思われま

すが、市で指定された日にち以外にごみ集積場に生ごみ、いわゆる可燃物を出されたり、空き缶、ペットボトル、プラ容器包装、ガラス瓶、不燃性廃物を出す日にち

に該当しないものを無差別に出すという行為が多く見受けられるようになります。

また、それらの行為を目撃した町民が、自治会に未加入の人なので、かかわりを避けて注意できないとの声が聞かれます。近年自治会に加入されない町民の方々がふえているとお聞きします。各町内の自治会への加入率はどうなっていますか、現状をお聞かせください。

また、自治会への加入の促進の実態もお聞かせください。その中には日本語がよく理解できない方々もふえていると思われま

す。町としては、新しく町民となられた方々にどのような指導注意をされているのか、また外国の方々に説明できる文書が何カ国語に翻訳されていますか、その

現状もお聞かせください。以上です。

○議長（井野勝巳君） 奥村総務課長。

○総務課長（奥村英人君） それでは、ごみの不法投棄に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、自治会の加入率ですが、ことしの5月1日時点で報告をいただいている加入世帯数となりますが、町内全体で88.96%となっております。

自治会への加入促進についての実態につきましては、転入届け出時に窓口担当者から居住地の自治会長さんをお伝えし、自治会への加入を積極的に御案内をさせていただいております。また、それにあわせて「暮らしのカレンダー」及び昨年度末に発行いたしました「暮らしの便利帳」を用いて、ごみの出し方等説明をしております。

日本語がよく理解できない外国人の転入者につきましては、ほとんどの場合、日本語を話すことができる方が付き添いになられてお越しになられますので、その方を通じて同様な説明を行っております。

なお、生活していく上で特に重要なごみの出し方につきましては、現在、英語と中国語の案内を作成し、あわせて配付するなど、より細かな対応を行っておりますので、御理解をよろしくお願いをいたします。

○議長（井野勝巳君） 松野君。

○2番（松野由文君） 北方に入居される方というのは、北方がいいところだなというようなことで引っ越しをされてきているんだろうと思います。そういう夢を持って地域社会に溶け込んでくれる、そういう方々が大変大事かなと思いますが、やはり今一番問題になるのは、自治会に入らない方がふえている、いわゆるそういう自治会が多くなってきているのではないかなというふうに思っております。多分、いわゆる少人数の自治会の場合だったら100%に近い方が入ってみえるんだろうと思いますが、やはりアパートが多いだとかマンションが多いところなんかだと、なかなか難しい部分もあるかなあとは思っています。

私が実はお聞きしたところも、南のほうのところなんですけれども、アパートの方々と一緒に地元の自治会の方々が同じ場所に生ごみを出されていたということです。ところが、ある日からだんだん出してはいけない日に山のように出てきたと。その後始末は、結局自治会の方々が皆さん役場に連絡したりしながら対応しなきゃならない。それが日ごとにどんどんひどくなって、ついに地元の自治会はそのアパートとは関係ない場所に集積場を移して、今はそこはアパートの方だけが使ってみえるというような状況だということです。

ですからその中で、やはり大変問題になるのは、同じ自治会の中に入ってみえて、同じ地域社会に溶け込んで生活できることが、町もよく防災訓練の中で言われているとおり、やはりお互いに助け合う互助の精神がそういうところから育まれてくるのかなあと思っておりますが、そういうふうに自治体に参加できない方が多くなりますと、なかなかその辺もスムーズに行かなくなるのではないかなあと思っております。

住民との間のコミュニケーションも、やはり一番大事なことは、やはりお互いを知り合うことだと思っております。そういう意味で、ぜひ新しい方々に小まめにいわゆる自治会の加入への案内とか、自治会の加入については任意ですので、やはり入らないという方ももちろんお見えになると思います。ただ、ごみなんかを出すことは、やはり入らないにかかわらず地域の方々と一緒の場所を使うことが多いと思いますので、そういうことも考えて、やはり案内のパンフレットももっとたくさんの言語、北方の場合、住まわれている方はどういう方かというのは町の方はよく把握されていると思いますが、なるべく、そんなにたくさんの量じゃないかと思っておりますので、そういうものを用意していただいて、ちゃんと皆さんと一緒にルールを守った生活ができるような対応をしていただきたいなあと思っております。

それから、アパートなどでは管理者の方に対する説明を十分行っていただきたいなあと思っております。特に外国の方が入られると、なかなか言葉の意思疎通が難しいので、管理者の方も難しいかもしれませんが、そういう案内パンフレットがあれば、やはり説明もしやすいかなあと思っておりますので、ぜひそういう意味では管理者の方々にも十分対応するように御指導していただければありがたいかなあと思っております。

実は、この質問をする前に私自身の地元でも不法投棄が3日間続きました。そのうちの1回目は、どなたが捨てたのかということ近くの方が見られたそうです。お話を聞くと、やっぱり外国の方だということですので、そういう方がやっぱり、多分その場合は生ごみの日に出してあったんですけども、町のいわゆる袋に入れてなかったということで、町のほうにも連絡してこちらで処理はしましたけれども、そういうこともやっぱりありますので、どうかその辺の説明も十分していただきたいなあと思っております。自治会の加入率が上がれば、多分近隣とのトラブルも少なくなると思います、そういう意味で十分な対応をよろしく願いいたします。

それでは、3点目についてお話をさせていただきます。

集団下校についてということです。

北方町は、集団登下校を採用していない数少ない地域だと思います。私ごとで申しわけありませんが、北方で生まれた私は、自由登校、この言葉が合っているかどうか分かりませんが、集団登校の経験がありません。

北方町は、旧来から小学校への通学距離が旧町内からは近く、加茂地区、芝原地区、柱本地区も割と近くに居住地が点在しておりましたが、高屋地区だけは少し遠く、大変通学に御不便がかかっていたかなあとは思っておりますが、現在は北方小学校の芝原地区の北、黒定自治会のほうにお住まいの方々はかなり遠方になります。小学校低学年の一部は、バス通学をしております。

また、北方南小学校も高屋伊勢田地域が最も南にあります。瑞穂市に隣接する子供たちは、かなりの距離を歩かなければなりません。北方町の住民の方々の中には、小学校時代に集団登校を経験された親御さんも多くなられたかと思えます。自由登校や集団登校、どちらにもメリット、デメリットがあるかとは思いますが、小学校に初めて通う1年生は、かなりの量の学用品をかばんに詰めて登校している姿が見受けられます。その重さは、1年生の体にはかなりの負担になる

のではと考えます。親御さんが通学に心配で、学校近くまで付き添っている風景をよく見ます。集団登校では上級生が下級生をいたわり、登校時、下級生、特に1年生の手荷物やかばんを持って登校した経験もある方々もおられると思います。集団登下校を教育委員会としてはどうお考えかお聞かせください。

○議長（井野勝巳君） 名取教育長。

○教育長（名取康夫君） 集団登下校に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

集団登下校は、低学年の子供の安心感や高学年の子供のリーダー性向上などのよさがある反面、時間的な制約や自分のペースでは歩けないなどの課題もあります。最も重要な安全面では、集団登下校は車から目立つというよさがありますが、自分で安全を確かめる姿勢は育ちにくいという課題もあります。

集団登下校と自由登下校のどちらがよいかは、各地域の子供たちの実態によります。北方町の自由登下校が根づいている実情では、数々の制約がかかる集団登下校への一律な切りかえはデメリットが大きいと考えられます。地域によっては集団登下校を進めたり、近所で誘い合ったりするなど、それぞれよい方法を主体的に考えていくことが本町の実情に合った方法ではないかと考えております。

このような動きに対しては、教育委員会や学校としても十分に支援していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（井野勝巳君） 松野君。

○2番（松野由文君） ちょっと変なことをお聞きしますが、教育長はどちらの登校だったんですか。

○議長（井野勝巳君） 教育長。

○教育長（名取康夫君） 私は小学校1年生からずっと集団登下校でございました。

○議長（井野勝巳君） 松野君。

○2番（松野由文君） そのメリットは何だと思えますか。

○議長（井野勝巳君） 教育長。

○教育長（名取康夫君） やはり一番は、高学年が低学年と一緒に面倒を見ながらみんなで同じペースで一緒に行くということで、そういった地域での子供たちの集団の育成や高学年のリーダー性が育つというところにあったと思います。

○議長（井野勝巳君） 松野君。

○2番（松野由文君） これは本当にメリット、デメリットもあるんですけども、どちらかというと、本当に北方って今のこの登校状態というのは大変珍しいなあということを思っています。

ただ、朝の登校風景を見ていると、渡ってはいけないところとか、もしくは通学路と指定していないところを歩いていく子供が大変多いです。それは、1年生のときからきちっとしたルールというか通路がわかっているならば、なかなかそこから外れるということはないと思いますが、余りにも自由すぎますとその中で規定されているところ、特に交通量の多いところ、北方の場合だ

とグリーンロード、それから157号線、いわゆる303号線なんですけれども、そこが一番交通量が多くて、なおかつ信号がところどころにあります。その信号との間の距離をはかりながら車は走るわけですね。近年特に子供だけが横断歩道に立っていても、ほとんどとまりません。まれに気遣ってとまってくれる車があるんですけども、反対側の車をとまるかどうかわからないので、子供も不安気にやっぱりそこで立ちどまって確認をしておりますね。そういう中で、たとえ少数でも上級生が下級生をいたわりながら集団で登校するということは、子供にある程度のルール、そのルールを守るということについては大変有効かなと思っております。

実は、その後、午後、子供たちが自転車に乗りながら勝手に道路を渡ったりするのを見ますと、実はきのうも157号線のVドラッグの前で、ふと目の前で小学生が三、四人自転車に乗って道路を渡ろうとしていたんですね。Vドラッグのすぐ西側にはまた北へ行く道があるので、多分北の児童館から遊んで帰るんだったと思います。一旦Vドラッグの方向へぱっと自転車で渡って、今度は反対車線を次の北へ行く道路の間までずうっと走っていく、実はそのときに、西のほうから自動車が走っていったんですね。びっくりしてとまっていた。平気で自転車が、た一つと行くというのが、多分それは日常的にその子供たちがやっていることだと思います。

だけど、そういうルールがきちっと集団の登校の中で上級生から教わりながら、また下級生をいたわりながら登校できるということは、大変いいメリットかなということで、特に今下校時にスクールガードの方がついておられますが、なかなかスクールガードの方の言うとおりに子供たちは行ってくれません。それも基本的には登校時にそういうことが身につけていないからだと思っております。

それが逆に悪いのかいいのかということになれば、先ほど答弁いただいたように自主性を育てるという中では集団登校というのはデメリットになる部分もあるかとは思いますが、ある一定のルールを守っていただくことについてのメリットもあるのではないかなと思っております。

せっかく今、子供のいわゆる北方コミュニティ学園というのができたと思います。一度その中で、若いお父さんお母さんもお見えになると思いますので、その辺を一度検討していただいて、その中で共通認識を育てていただきながら、今のお父さんお母さん方に理解していただくということが、私は大変重要かなと思っておりますので、ぜひその辺で真剣に検討していただきたいなと思っております、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（井野勝巳君） 御苦労さん。

11時まで、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時03分

○議長（井野勝巳君） では、再開をいたします。

次に、三浦元嗣君。

○3番（三浦元嗣君） 議長のお許しを得ましたので、私の一般質問をさせていただきたいと思えます。

まず、今回、私がお尋ねする内容は、本年の3月に町のほうから出されましたこの冊子、北方町公共施設等総合管理計画に基づく質問であります。この総合管理計画は、今後43年間の北方町のインフラと公共施設のあり方について検討し、そして指針・計画等をこの中で述べられております。

この公共施設等総合管理計画であります。この問題は、もともと国土交通省が2009年にインフラの維持・更新費用の試算を発表しました。インフラにかかる経費は、新設、災害復旧、更新、維持管理の4つに分かれます。高度成長期にはほとんどが新設でしたが、ストックがふえるにしたがって次第に維持管理費がふえてきています。2000年以降、財政状況の悪化とともにインフラ整備にかけられる総経費は減り始め、その一方で更新費の増加が顕著になっています。インフラは新設からおよそ50年で更新時期を迎えます。高度成長期の前半に新設されたインフラは、2010年ごろから更新期を迎えています。国土交通省は2010年以降、インフラ整備にかけられる総経費は一定と仮定し、従来と同じようにインフラの更新を行うとして今後の試算を行いました。それによりますと、2037年には、2037年といいますが今から20年後ですけれども、維持管理費と更新費の合計が総経費を上回るまでになるとの試算です。そうなれば、当然のことですが、新設のための予算は全く確保できなくなります。

インフラは、国民生活や経済を支える基本です。インフラの維持管理・更新を行わないわけにはいきません。そのような状況を踏まえ、政府は2013年11月インフラ長寿命化基本計画を策定しました。その主な内容は、インフラの老朽化や自然災害に対応し、安全で強靱なインフラを築く、2. インフラの適切な維持管理・更新を進め、トータルコストの縮減や平準化を図る、3. これらを実行するメンテナンス産業の育成を図る、以上の3点であります。インフラの適切な点検を実施し、損傷が軽微な段階で予防的な修繕を行い、トータルコストの縮減、インフラの長寿命化を図る予防保全型維持管理を導入すること。更新する場合も、更新後の維持管理が容易な構造を選択し、将来的な維持管理コスト縮減を図ることが提案されています。

基本計画では、国だけでなく、インフラを管理・所有する自治体にも必要に応じ行動計画を策定するよう呼びかけています。これを受け、総務省は2014年1月に自治体に対し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理による老朽化対策の推進を求め、公共施設等総合管理計画をインフラ長寿命化基本計画に基づいて自治体が策定するように求めました。そして、北方町を経て策定されたのがこの冊子であります。

2014年4月に総務省が発表した公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針において、総合計画に記すべき事項を定めています。その中で、公共施設等の現在の状況及び将来の見通しでは、1. 老朽化の状況や利用状況を初めとした公共施設等の状況、2. 総人口や年齢別人口についての今後の見通し、3. 公共施設等の維持管理・修繕・更新に係る中・長期的な経費の見込みを掲げています。国のインフラ長寿命化基本計画では述べられていない人口減少問題が、公共施

設等総合管理計画では記すべき事項として定められています。

そのため、北方町に先行して幾つかの自治体が2015年度に策定している自治体もあるわけですが、そうした策定した自治体の中で大きく2つのグループに分かれています。1つは、インフラと公共施設に分け、インフラは現状維持、公共施設は人口減少に合わせて減らす計画を立てる自治体と、インフラと公共施設を分けず、国の最初の趣旨に基づいて長寿命化を図る計画の自治体です。

今回、この北方町の公共施設等総合管理計画について幾つか質問いたします。

なお、以下、管理計画と略させていただきますので、よろしく願いいたします。

管理計画では、公共施設の推計将来更新費は267億円、統廃合後の更新費は別のところに掲げられています。インフラの推計将来更新費は311億円、いずれも2060年までの43年間のデータとして記されています。公共施設とインフラはおおむね半々で、合計しますと、私の計算は578億円ですが、冊子では恐らく端数の関係で577億円と記されています。年間当たりでは、この総額を45年間で割りますと、年当たり12.8億円という金額です。こうした巨額な更新費が今後必要となります。将来の人口減少に合わせて、これらの費用の圧縮を行う場合、インフラの維持管理・更新費には手をつけず、公共施設の統合や廃止のみで対応しようとする、管理計画の中では人口は2016年で約16%減少すると推計されておりますので、財政の規模もそれに比例するものと仮定しますと、結局は公共施設だけに頼るとすれば、32%の公共施設の更新が不可能となります。

そこでお尋ねいたしますが、今回作成された北方町公共施設等総合管理計画に基づく町の基本姿勢に関し、お伺いいたします。

公共施設とインフラを区別することなく、長寿命化によって費用を節約し、安易な公共施設の廃止に頼らないことを基本方針として今後の町政を行っていただきたいと思いますが、こうした基本的な方針についてお伺いいたします。

○議長（井野勝己君） 町長。

○町長（戸部哲哉君） 改めまして、皆さんおはようございます。

連日にわたり、議員の皆さんには大変御苦労さまでございます。

私からは、今、三浦議員から御質問のありました公共施設等の管理に関する町の基本方針についてお答えをいたしたいと思っております。

町では、昨年度、国におきまして策定されましたインフラ長寿命化基本計画に合わせて、町が保有する公共施設等についての情報収集、分析等を行い、現状の把握や維持管理方法等の方向性を取りまとめた公共施設等総合管理計画を策定したところであります。

本計画における町の基本方針といたしましては、旧庁舎及び公民館以外の施設につきまして、長寿命化の推進による維持管理経費の抑制や計画的に修繕を行うことで、トータルコストの縮減と費用の平準化を図っていくことといたしております。

また、御質問にありました、安易に公共施設の廃止に頼るようなことは、もちろん考えておりませんが、長期的な視野に立てば、今後の人口減少や人口構造の変化に伴い、施設の利用・需要

等に変化があった場合や、また厳しい財政状況が続くことも予想されますことから、施設の統廃合や複合化、廃止等も含めて柔軟に検討する必要性は生じてくると考えております。また、箱物だけに限らず、道路、橋梁、下水道など全ての町所有施設に対して、その都度、適切な修繕や維持管理をしていかなければなりませんし、また安全性の確保などは最優先に取り組んでいかなければなりません。

今までも、これからもありますが、限られた財政の中、議会や住民の皆さんの御意見を聞きながら、公共施設の再整備や再編などは、管理計画、長寿命化計画を重視しつつも、その時々々の状況に合わせて臨機応変に対応していきたいと考えておりますので、御理解をいただきまして、御協力をいただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（井野勝巳君） 三浦君。

○3番（三浦元嗣君） ありがとうございます。長寿命化によって基本的には費用の縮減を図り、安易な公共施設の廃止だけには頼らないという御返事だったと思いますので、大変ありがたいと思っております。ぜひ、その方針で進めていただきたいと思います。

続きまして、具体的な問題に進みたいと思います。内容は、教育委員会の管理する施設についてお尋ねいたしますが、他の課が管理する施設についても同様とお考えください。

教育委員会の管理する施設を例にとったのは、公共施設の延べ床面積の48%が学校教育系施設であります。また、公民館、生涯学習センター、図書館、体育館も含めれば、実に町の保有する公共施設の延べ床面積の65%ほどになります。そのため、この教育委員会が管理する施設が今後どのようなようになっていくかが非常に重要な問題となろうかと思っております。

具体的に申しますと、学校教育に関する施設で主な施設の経過年数は、北方幼稚園が既に45年たっております。北方小学校が42年、給食調理場が39年、西小学校が34年、南小学校が17年、北方中学校が15年となっております。今後これらの施設について長寿命化を図るため、補修や大規模改修の時期、あるいは更新を適切に行う上で、それぞれの施設の建設時や過去の補修・改修データの管理を行う必要があります。いつどのような内容で改修や補修を行ったのか、またその具体的工事内容の記録や金額、図面等が一元的に管理される必要があります。

北方町の公共施設の中で最も建築年度の古いものは、北方小学校教室棟の東側の一部分、これが1968年です。間もなく50年を経過することになります。この管理計画においては、30年を経過したものは大規模改修を行い、60年経過したものは建てかえとして今後の費用を計算しています。

そこで、お尋ねいたします。

これらの点検記録、補修・改修に関する資料を現在どのように管理されていますか。また、適切に予防保全型の補修や改修を行う時期や必要な予算の見通しを立てるため、各施設ごとにこれらの資料をまとめた各施設のカルテ、補修・改修に関する管理台帳を作成されるべきと思いますが、どのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（井野勝巳君） 奥村総務課長。

○総務課長（奥村英人君） それでは、各施設のカルテについての御質問についてお答えをさせて

いただきます。

まず、点検記録、補修・改修に関する資料につきましては、現在、通常の文書と同様の方法にて、各所管課にて保管をしています。しかしながら、全ての資料が現存しているわけではなく、古い施設や増改築の際の資料など一部が欠損している場合もあります。そのため、今後、施設の建設や大規模修繕を行う場合には、紙ベースの資料にあわせて電子データも保管することとし、資料の確保並びに保全に努めてまいります。

なお、各施設のカルテについては、公共施設等の総合管理計画を作成する際に、各施設の状況を個別に整理した資料がありますので、そちらに補修・改修等の情報を追加すれば作成することができますが、資料がない施設に関しましては調査が必要となります。今後、各施設における個別計画を作成する予定ですので、その際、カルテも資料の一つとして役立てていかなければと考えております。

なお、個別計画の具体的な内容につきましては、現在その作成方法及び活用方法を精査・検討しているところでありますので、よろしく願いをいたします。

○議長（井野勝巳君） 三浦君、いいですか。

○3番（三浦元嗣君） 教育委員会からお答えはないですね。

○議長（井野勝巳君） 総合管理で、総務課長になって……。教育長、準備していますか。

〔発言する者あり〕

○議長（井野勝巳君） していませんね、わかりました。総務課長の今の答弁で再質問してください。

三浦君。

○3番（三浦元嗣君） 今後このような資料を集めて個別に計画について検討すると、このような御返事でしたけれども、実は私がこの間、教育委員会に尋ねまして、そもそもどの部分がいつ建てられたかというのが余りはっきりしないんですね。例えば北方小学校の東側の棟、これ2期に分けて建設されております。先ほども申しましたように、一番古いものでももう50年近くなる。その次に東側の残りの部分が建てられて、そして管理棟、それから最後に西側部分の教室棟が建てられている、そういう順番になっています。この北方小学校が42年経過しているというふうに先ほど申しましたけれども、これは恐らく管理棟が建てられたときからの経過年数であって、古い校舎については、私が先ほども申しましたように、もう49年たっておって、間もなく50年になると、こういうように古くなっています。

ですから、これをこのまま何もしなくても、60年という計画で考えると、あと10年ですかね。そうすると、北方小学校の建てかえを開始しなければいけないという勘定になるわけですが、その辺のところ、先ほども申しましたように、過去の管理データが残っていないとなかなか、いつ大規模改修に手をつけていいのか、あるいはその大規模改修でどの部分を改修する必要があるのかということがわからないはずなんです。ですから、そういうものを早急にぜひ集めていただいて、まとめていただいて、その上で、それぞれの長寿命化を図るための大規模改修や、

あるいは建て直しを考えていかれるべきではないかというふうに思いますが、その点、多少補足がありましたら、またお答えください。

ただ、ここでもう一つお聞きしたいのは、町としては一体、長寿命化を図るとして、どの程度の年数、この管理計画においては多分60年を想定した数字になっているというふうに思われます。いろんなところを読んでみますとそのようになっています、はっきりそういうふうにはうたってはいませんが。ですけれども、町としては一体、公共施設にどれほど長寿命化を図ろうというふうに考えておられるのか、その辺をもし考えがあればお聞かせください。

○議長（井野勝巳君） 奥村総務課長。

○総務課長（奥村英人君） まず、管理計画の關係の個別の調書でございますが、これについては、議員御指摘のとおり、資料がない、欠損していて、いつごろどのように改修したのか不明なものがございますので、その辺も調査しながら個別調書のほうを作成してまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

長寿命化の計画につきましては、今、議員の御指摘のとおり、60年から70年ぐらいまでの長寿命化を目指しておりますが、ただし、古いものについては、今後、長寿命化を図るのか、建てかえをするのかということも費用対効果も含めて検討をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（井野勝巳君） 三浦君。

○3番（三浦元嗣君） 今のところ、まだ何年というような設定はされていないということでよろしいですね。多分、本年度策定されたこの公共施設等総合管理計画、北方町も含めまして、恐らく60年ぐらいの設定で出されているケースが多いのではないかと思います。

ただ、私が昨年度に策定されたいろんな市町村について調べてみましたが、長いものですと川崎市が70年を想定していますね。それで、名古屋市が80年を想定しています。だけど、それは例外的なケースで、さすがにそこまで想定するところは少ないかとは思いますが。ましてや名古屋市のように80年というのは、なかなか想定しにくいところです。ですから、町の建物の中で、よほど最初につくられた段階で堅牢につくられたものであれば、恐らくそういうふうになると思えますけれども、ある程度予算を節約してちょっと安目につくるということになると、さすがに80年もたせましようというような提案にはならないと思えます。

ですから、建物ごとのそれぞれの検討をされて上で、この建物は長寿命化を図るのか、あるいはこの建物についてはやはり無理だから、できるだけもたせて、ある段階でもう建てかえにするのか、その辺の判断は今後の課題であると思っておりますので、ぜひそういう点も考えていただきたいと思えます。

ただ、1点ちょっと申し上げておきたいのは、例えばこの長寿命化を図るための大規模な改修ですが、先日、実はこんなことがありました。トイレの改修について、ことしの春、私がぜひお願いしたいということで言っておったわけですが、小学校・中学校のですね。本年度に設計を行って、今後、順次行っていくというような話でしたけれども、先日前お聞きしますと、低学年につ

いてはできるだけ早急にとということですが、それ以上の中学年とか高学年につきましては、大規模改修時というふうなお返事にちょっと変わっております。

それで問題は、大規模改修時というお話なんですけれども、実は大規模改修というのはいつ行われるか全く未定なんですよね。今から10年先に行われるのか、20年先に行われるのかということになるわけです。ですから、そういった計画があれば、例えばいついつに行いますよということであれば、ああ、そのときに行われるんだというふうになるんですけれども、そういった話をされるときに、大規模改修というのは今の段階では何も決められていなくて、いつ行われるかわからないものだという事は、そのトイレの改修についてもいつ行うかわからないというような返答をしているのと同じことなんです。ですから、そういうような点もぜひ考えていただいて、長寿命化計画を持った上でそういうことは話していただきたいというふうに思います。

ただ、この問題は直接今回の問題とは関係ありませんので、答弁を求めることはいたしません。それでは、次の問題に移らせていただきます。

学校教育系の施設以外にも実は古くなっているものと、保育園4園、これが全ておおむね40年を経過しております。かなり老朽化が著しいと思います。各課が管理する施設について、長寿命化を進めるため、必要な補修時期、大規模改修時期、更新時期及びその費用をまとめてタイムテーブルを作成し、それらを集約して、現実にとどの困難に直面しているかをぜひ客観的に知る必要があります。そうした後に費用を勘案し、全体の建物についての改修や更新スケジュールを作成する必要があると思います。

また、管理計画では述べられていませんが、統廃合だけでなく、複合施設を計画し建物の数を減らすという手法も考えられます。それらの工夫をする場合も、全ての公共施設の改修・更新スケジュールがあってこそ考えられる手法です。計画を考えるには時間のかかる問題ですので、この点でも回答を求めませんが、大規模改修や更新には多額の予算を必要としますので、ぜひ早急にそういう点も御検討いただきたいと思います。

管理計画に上げられた改修建てかえ単価に基づくと、北方小学校の場合、同じ規模で考えると、建てかえならば27億5,000万円、大規模改修ならば14億2,000万円ほど必要となります。

そこで、お尋ねいたします。

長寿命化を目的とした施設の大規模改修のための基金を設け、備えてはどうかと思いますが、この点いかがお考えでしょうか。

○議長（井野勝巳君） 三浦君、今、答弁を求めませんという言葉が2度入りました、先ほどの答弁で。それで、質問はやはり答弁を求めてもらうのが質問でありますので、できるだけ答弁を求めてください。もしよかったら総務課長のほうから答弁をさせますし、今の長寿命化を目的とした大規模改修のための基金を設けることについての答弁でよろしいですか、要は3番目ですね。その答弁だけでよろしいか。

○3番（三浦元嗣君） 結構です、済みません、はい。

○議長（井野勝巳君） じゃあ奥村総務課長、もし先ほどの答弁でつけ加えることがあれば、つけ

加えてもらって結構ですよ。何年ごろに計画するのか、建てかえ・大規模改修はどんなことかというのを尋ねてみえるんですけど、大体のことがわかれば。

○総務課長（奥村英人君） とりあえず、先にじゃあ再質のほうをこの場でさせてもらったほうがよろしいかと思えます。

○議長（井野勝巳君） はい。じゃあ、そのようにしてください。

奥村総務課長。

○総務課長（奥村英人君） 時期的な問題については、議員が御指摘のとおり、私どもの個別調書、これを作成しないとはっきりとした、いつごろという時期を申し添えることはできませんし、また、個別調書をつくって時期を確定しましても、今の財政状況とかを鑑みながら、若干ずれたりとか、そういうことがありますので、とりあえず計画といたしましては、個別調書を作成しまして、できるだけ計画がわかるような状況に早いうちにさせていただきたいと思えますので、よろしく願いをいたします。

それでは、長寿命化の基金の創設についてお答えをさせていただきます。

町の基金の現状は、近年の各種大規模事業が続いたため、今年度末の財政調整基金残高が10億円程度となる見込みでございます。町財政が危機的な状況であるわけではございませんが、基金残高がピーク時の約半分となりましたので、今後しばらくは財政調整基金の確保を優先したいと考えております。そのため、現在、新たな目的基金を創設する予定はありませんが、長寿命化関連事業につきましては、必要に応じて財政調整基金を活用しながら行っていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく願いをいたします。

○議長（井野勝巳君） 三浦君。

○3番（三浦元嗣君） 建設物の修繕に関して、このような視点で分類をさせていただきますが、1つは通常の修繕、つまり水漏れ等とか不特定の時期に発生するふぐあい、そういうものをその都度修繕しています。あるいは計画的な修繕の場合は、外壁塗装や屋根防水等を一定周期で計画的に行っているんですけども、残念ながら今まで北方町での公共施設の修繕というのはほとんど通常の修繕、すなわち何かふぐあいが起こったときに修繕するというケースが非常に多く見受けられます。予防・保全的な計画修繕が十分行われなかったことが、現在のように建物の老朽化を早める原因となっていると思えます。

次に、インフラに関してであります。

インフラの問題は公共施設とは異なり、人口が減っても減らすことができないものであります。最初に述べた国土交通省の試算でも、2037年には維持管理費と更新費の合計が総経費を上回るとしています。町においても、現状のまま続ければ、インフラの維持管理や更新が困難になるときが訪れます。

先日、週刊現代という週刊誌の6月3日号で、33年後の現実、人口8,000万人の日本で起きることというような特集記事が載っていました。そこにはこんな光景が描かれています。団地はもとより高級マンションもがらがら、下水道・道路は壊れたまま、所得税だけで50%、救急車・パ

トカーを呼んでもすぐ来ない、こんな現実が書かれていました。ただ、これは週刊誌ですのでこんな書き方をしますけれども、むやみに不安をあおることは間違っていると思いますが、何も対策を考えなければ起こり得ることだと思います。

最初に、道路の問題についてお尋ねしようと思います。

話に入る前に、管理計画の表、12ページですが、この道路の保有量の表ですけれども、単位が間違っておりますので、もし次、何らかの機会にこれを発行されることがあれば、ぜひ単位は直されたほうが良いというふうに思いましたので、それだけちょっとお伝えを先におきます。

さて、本題ですけれども、管理計画では、北方町の道路保有量は行政面積1キロ平方当たり県内第1位の保有量であり、逆に人口1人当たりでは最も少なく、県内18町で18位です。人口密度が県内で最も高いことによるものであります。しかし、道路面積は行政面積の11.6%にもなっております。例えば農振地域の農地と比較して、ほぼ道路面積と農振地域の農地の面積が等しい、それほどの面積になっています。今後、新たな道路の築造をできるだけ抑制し、既存の道路の維持管理をどのように行うのが重要な課題となります。

維持管理に係る中・長期的なトータルコストを縮減するため、工夫が重要となります。国のインフラ長寿命化基本計画では、損傷が軽微な段階で予防的な修繕を行う予防保全型維持管理を導入することと、更新する場合も、更新後の維持管理が容易な構造を選択し、将来の維持管理コストの縮減を図るとしています。国の管理する道路と市町村の管理する道路では質が異なるため、同じ方法を行ってトータルコストの縮減に寄与するかは疑問です。道路維持管理のトータルコストの縮減には、北方町独自の道路の維持管理計画が必要です。道路の使われ方を考えたコスト管理により維持管理を行い、今後の人口減少に備える必要があります。

また、先を見通した計画的な補修によって年度ごとの費用の平準化を行うべきです。そのためには、各道路の状態を詳細に把握し、損傷が一定の基準に達した場合、補修や舗装の打ちかえを計画的に行う必要があります。またその場合、大型車の通行が多い幹線道路と歩行者や乗用車が多い生活道路に分けて基準を設け、それに従って行う必要があると思います。幹線道路に関しては、舗装の劣化状態を把握する客観的な基準で評価し、さらに経年変化によるものか、あるいは通過交通の状況の変化によるものかを判断し、補修方法や時期を判断すべきではありませんか。また、生活道路の補修については各自治会からの要望も多く、明確な基準を設けて行わなければ不公平感が生じます。こういった点もぜひ御配慮ください。

そこでお尋ねする内容は、舗装の劣化状態について、幹線道路の劣化状態に関し、MC I 指数等で評価した場合どのような分布となっていますか、MC I 指数を使用していなければ、どのように劣化を客観的に判断しておられますか、お答えいただきたいと思います。

○議長（井野勝己君） 牛丸技術調整監。

○都市環境課技術調整監兼上下水道課長（牛丸 健君） 舗装の劣化状態の把握について御質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

北方町の主な幹線道路としましては、グリーン通りや百年記念通りなどがあり、これらへのア

クセス道路や生活道路を含めた管理実延長としては約105キロメートルにも及びます。

町では、道路の舗装劣化状態を把握するため、路面性状調査を実施し、わだち掘れ量やひび割れ率、平坦性を指標として総合的に評価するMC I、いわゆる舗装の維持管理指数を用いた舗装の劣化評価は実施していません。これは、調査費用や解析費用に多額の費用を要することや、特に主要な幹線道路においては路面状態が比較的良好であるため、通常の巡視の中で劣化状況を把握できることなどが上げられます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、今後の中・長期的な維持管理を踏まえ、交通量が多い幹線道路と、その他の生活道路を区分けした上で、客観的な路面状態の把握は重要でありますので、走行時の路面の凹凸を検知し、簡易に路面状況を把握できるIT技術の活用を検討するなど、劣化状況の見える化を図り、機動的かつ効率的な維持管理に努めていきたいと考えています。

○議長（井野勝巳君） 三浦君。

○3番（三浦元嗣君） 今、私が最初に道路についてお尋ねいたしましたけれども、この管理計画の中でインフラ更新にかかわる経費の内訳を見ますと、上水道が106億円、下水道が87億円、橋梁が18億円、道路が大体100億円、このようになっております。つまり、町の持っているインフラの中で一番金額が多くなりそうなのが上水道及び道路、これらが100億円規模になっております。

ところが、この管理計画のほうを見ますと、橋梁に関しては橋長15メートル以上、7橋のうち6橋は長寿命化修繕計画が策定され、60年間で9億円の更新費用の抑制を図る、このようにしています。ところが、道路に関しては、予防保全型の修繕や交通量に応じた効率的な工法などの長寿命化に向けた手法を検討し、更新費の縮減、平準化を努めていきますと記載されております。橋梁なんかは具体的に記載されているんですが、まだ道路に関しては非常に抽象的な表現に終わっています。ところが、その経費の規模から見ますと非常に大きいので、この道路の経費の縮減が図られなければ、全体の経費の縮減に影響を与えることは少ないと思います。

ぜひここで伺いたいことですが、道路に関して長寿命化計画を立てられる予定はあるか、あるいは、その中でどの程度の費用の縮減を図るといった具体的な数値目標を掲げることを考えられていますでしょうか、その点お尋ねいたします。

○議長（井野勝巳君） 牛丸技術調整監。

○都市環境課技術調整監兼上下水道課長（牛丸 健君） 道路につきまして、橋梁のような長寿命化計画というものを策定する予定は、現在のところはございません。

しかしながら、昨年度10月に舗装点検要領というのが国のほうから出されました。これは橋梁と同様に、5年に1回点検をして、そのときの点検記録等を残していくというような内容になってございますので、その要領に基づいた舗装の点検は実施していく予定としております。その中で、例えば舗装の下に水が回ったりして空洞ができていかないうちに表面を補修するとか、そういった内容で長寿命化を図って、コスト縮減に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（井野勝巳君） 三浦君。

○3番（三浦元嗣君） 次に移りたいと思います。

一昨年の12月議会で、私は水道の送水管の取りかえ問題についてお尋ねしました。そして、その中で、40年間で現在町内に布設されている水道管の管渠の取りかえ全てを行うためには、1年当たり2.5キロメートルの取りかえ工事を行う必要があるとして工事の促進を求めました。単純に町内の水道管を40年で割った数字であります。管渠の取りかえ費用は、おおむねメーター当たり10万円というふうに向っています。したがって、40年間で平均すると年2.5億円必要という計算になります。一昨年は森町で229メートル、昨年は戸羽町・増屋町において193メートルの管渠の取りかえを行う更新工事が行われ、費用はそれぞれ2,160万5,000円と2,054万8,000円とのことでした。管理計画では、現在40年を超えた水道管は27%あり、老朽化した管渠の取りかえを今後5年間で実施すると仮定し、年平均更新費は6.9億円としています。

そこで、お尋ねいたします。

今後どのように老朽管の取りかえを進められるのか。また、管路の耐震化は6.7キロ、6%というふうに向っていますが、耐震化率向上の手だてをどのように考えておられるかを伺います。

あわせて、水道の長寿命化計画を策定されておりますか、あるいは、策定される予定なら、いつごろまでに行われる予定でしょうか。以上、お尋ねいたします。

○議長（井野勝巳君） 牛丸技術調整監。

○都市環境課技術調整監兼上下水道課長（牛丸 健君） 水道の長寿命化計画について御質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

北方町の上水道事業長寿命化計画は昨年度策定しており、中・長期的なスパンで水道施設の機能停止を未然に防止し、計画的な維持管理と更新事業の平準化を図ることとしております。

現在、実施中の主な内容としましては、水源地の自家発電装置の更新を行っておりますが、今後は、更新の目安としている設置後40年を経過した水道管路の更新を計画的に実施してまいります。この更新に当たっては耐震機能を備えた管路を採用しているため、おのずと耐震化へ切りかわることとなります。

水道管の耐震化率向上に当たりましては、多くの期間と費用を要することになりますので、現在の料金体系を維持していくことを踏まえ、まずは高齢化した管路の更新及び耐震化を図り、重要なインフラの一つである水道管の強靱化に努めてまいりたいと考えています。

○議長（井野勝巳君） 三浦君。

○3番（三浦元嗣君） どうもありがとうございます。

このインフラと、そして公共施設を今後とも現状維持できることが住民の方々の生活を支えていく基本になると思いますので、ぜひ長寿命化計画等によって費用の縮減を図って、今後、税収の減少や、そのような事態があっても、生活しやすいまちを維持していただけるようよろしく願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（井野勝巳君） それでは、午前部をこれまでとして、午後は1時30分から再開をいたします。暫時休憩といたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後1時33分

○議長（井野勝巳君） それでは再開いたします。午前に引き続いて一般質問を行います。

安藤哲雄君。

○5番（安藤哲雄君） 議長のお許しをいただきましたので、早速始めさせていただきたいと思えます。

きょうは4点ほどあるんですけど、まず最初に、未来につなぐ心の糧事業について。

町の公募事業、平成28年度第11回「未来につなぐ心の糧」発表会が1月15日に催され、一般775点、子供1,308点の応募作品の中から、大賞、優秀賞、入選、町民特別賞の入賞作品が表彰されました。そこで一般の部の大賞の賞金については、第1回から第4回は20万で、第5回から第11回まで30万で推移していますが、今年度の第12回から20万に減額し、町民特別賞の一般が今までの5,000円から1万円増額し、そして子供の部を新たに設け、図書カード5,000円を新設しました。そのほかに、子供の部の入選図書カード2,000円から5,000円増額します。

ところで、私は平成25年3月議会で、応募作品の規定として、作文はA4の作文用紙800字以内、アートはA4の絵画・写真・絵手紙の形式で、大賞の賞金30万が全国の公募事業と比較して高額過ぎるのではないかと質問しましたが、当時の前教育長の答弁は、この事業により、小さなまち北方町が全国に知れ渡った実績は金銭ではかることはできなく、費用対効果を見ることは適当ではないと考えていますとあり、変更されずに4年経過してきました。

それで、今年度から減額されますが、作品公募事業実行委員長においても高過ぎるとの意見を聞いており、4年間もこの問題が先延ばしになった経緯をお尋ねいたします。

1つ目を終わります。

○議長（井野勝巳君） 有里教育次長。

○教育次長（有里弘幸君） それでは、「未来につなぐ心の糧」事業に関する御質問についてお答えをします。

一般の部の大賞については、平成28年度2月17日に行われた「未来につなぐ心の糧」実行委員会において審議され、副賞の30万円を平成29年度第12回から20万円としました。今年度10万円の減額の理由といたしましては、町長の意向を踏まえ、北方町内の子供たちが多数応募している現状から、少しでも町内の子供たちに還元していきたいと考えたことにあります。

なお、このことにつきましては、安藤哲雄議員も出席をいただきました5月16日に行われた社会教育委員会においても説明させていただきましたので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○5番（安藤哲雄君） ありがとうございます。

減額することは私も以前から言っておりましたので、よかったと思います。

では、次行きます。

南こうせつのコンサートのチケット販売方法について。

10月6日の南こうせつコンサートに向けて、7月23日よりチケット販売の予定であります、人気アーティストであるがために混乱も予想されます。そこで思い出すのが、3年前の中村雅俊コンサートのチケット販売で大混乱を招いたことは記憶に新しいのであります。私は当日朝6時からチケット販売終了の10時30分まで現地におりまして、一部始終を見ています。愛知県など遠方から来て早く並んだのに、抽せんのためチケットを買えなかった方の不満は多くありました。

このときの反省も踏まえて、今回の南こうせつコンサートには万全を期して臨んでいると思いますが、5月の時点ではまだ具体的な販売方法は決定していないとのことで、決定しているのは窓口販売とチケットぴあの委託販売の両方で行うとのことであり、7月23日の前売り券販売に向けてどのような対策をしているのか、お尋ねいたします。

○議長（井野勝巳君） 有里教育次長。

○教育次長（有里弘幸君） 南こうせつのコンサートのチケット販売方法に関する御質問についてお答えします。

7月23日の前売りチケット販売当日の対策につきましては、平成26年度事業の反省をもとに改善してまいりましたので、今回も県営住宅の住民への配慮、チケット販売の効率化を進めていきたいと考えております。

なお、本コンサートチケットの販売方法につきましては、7月号の広報「きたがた」及び北方町ホームページにおいて具体的な内容をお知らせしたいと思っております。

また、この6月18日日曜日には、室井滋・長谷川義史の絵本朗読&ライブショーの前売りチケット販売があります。当日の販売状況を参考に、7月23日のチケット販売当日のあり方を再度検討していきますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○5番（安藤哲雄君） ぜひ混乱のないように、よろしくお願いいたします。

では、次へ行きます。

社会教育委員について。

平成28年度における社会教育委員の会は、8月25日に生涯学習センターで7名の委員と教育長出席で開催されました。

さて、社会教育の捉え方として教育の3つの場面があり、家庭教育、学校教育、社会教育となっております。また、社会教育の定義として、社会教育法の第2条で、この法律で、社会教育とは、学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）をいう、と範囲に及んでいます。しかしながら、社会教育委員の役割と活動内容が具体的に明確にされず、会議が形骸化しており、何をすればいいかわからない声が多いのも事実であります。

そこでお聞きしたいのは、社会教育委員のより主体的な活躍のための提言をまとめた冊子の中

で、これですね。各市町村の実践を幾つか紹介していますが、当町では、この中には、諮問を受けて話し合い、事業運営に携わる。諮問内容、10年続いている「未来につなぐ心の糧」事業の成果と改善点は何か。取り組み期間、平成27年度、答申のための会議を年5回開催、その他運営会議を数回。ここに注目、過去の事業成果をまとめ、改善点を明らかにして、その年の作品募集と審査、発表会等、運営の随所に社会教育委員がかかわったとあるが、私は平成27年9月から社会教育委員を委嘱されておりますが、このような会議に一度も出席した記憶はありませんが、説明をしていただきたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 名取教育長。

○教育長（名取康夫君） 社会教育委員の役割に関する御質問についてお答えをします。

社会教育委員の役割は、社会教育に関する諸計画や教育委員会の諮問に対して意見を述べることです。社会教育にかかわる「未来につなぐ心の糧」事業につきましても、昨年度も今年度も安藤哲雄議員御出席の社会教育委員の会で、応募方法、審査、表彰などについて諮問し、審議をしていただいております。

平成27年度につきましては、安藤哲雄議員に委嘱させていただく前の6月の社会教育委員会で、この事業について諮問させていただいております。社会教育委員長には、その後の検討会議にかかわっていただき、成果や改善点について答申をしていただいております。このような経緯について、御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○5番（安藤哲雄君） この「もっと知ろう！社会教育委員」、これですね。この冊子は本当にとってもわかりやすく説明してあり、社会教育委員の役割を非常にわかりやすく書いてあります。

それで、これ日付を見ると平成28年8月に作成されたんですけど、ちょっと県で問い合わせましたら、予算の関係で各市町村へはことしの2月10日に配付されたと聞いております。それで、2月10日に配付されて、すぐ社会教育委員の皆さんに配ればいいものを、私のほうへ届いたのは3月末なんです。この辺の時間差というんか、これをもっと速やかに、任期が終わる前に皆さんに配ってもらったほうがいいのかと思うんですけど、これはもっと早くできなかったのか説明を求めたいのと。

そして、平成28年8月25日の社会教育委員報酬の支払いですけど、平成28年8月25日に社会教育委員会があったんですけど、この支払いがあったのが平成29年3月27日なんです。これ、こんなに大幅におくれてよろしいんですか。この理由についてお尋ねします。

○議長（井野勝巳君） 名取教育長。

○教育長（名取康夫君） 去る2月に県教委に配られて、3月に委員さんのもとに届いたと。ちょっと1カ月たって、本当はできれば早く配ればよかったと思いますが、経緯については詳細はちょっとつかんでいないんですけども、この本につきましては、誰もが見られるように社会教育文化課、今の文化課のホームページに載ってまして、ここからダウンロードしても何でもいいのでということで紹介されておりますので、今は誰でも取り出せるようになっておりますので、

参考にしていただけたらと思います。

○議長（井野勝巳君） 有里教育次長。

○教育次長（有里弘幸君） 今回の報酬のお支払いがおくれたという部分ですが、確かに28年度につきましては8月に1回やっています。それ以降でずっと、本来であれば私どもは予算措置としては3回の予算措置をしてあるんですけども、平成28年度はその8月の1回で終わっている部分については大変申しわけないと思っております。

それで、報酬も3月に支払われているということですので、それについては、本来であれば、当然その会議が終わった後に整理をしてお支払いをするのが本来なんですけれども、当時の担当者の判断によってそれがおくれたしまいましたので、それは申しわけないと私どもとしてはおわび申し上げたいと思っております。

〔発言する者あり〕

○総務課長（奥村英人君） いえいえ、年払いではないです。

そういうことで、おわび申し上げます。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○5番（安藤哲雄君） まあ、瑕疵があったと認めていただいて……。

〔「瑕疵じゃない」の声あり〕

○5番（安藤哲雄君） 瑕疵ではないけど、手続上のミスというんか、前の責任者ちょっと怠慢であったということですね。

〔発言する者あり〕

○5番（安藤哲雄君） そういうことでもないですか。でも、おかしいじゃないですか、これ、普通から言うと。

〔発言する者あり〕

○5番（安藤哲雄君） まあ皆さんもらってみえるということで。いや、まあいいです。

では、4番目に行きます。

北方祭りにおけるトイレについてでありますけど、ことしの北方祭りは5月2日、3日と天候に恵まれ盛大に催されました。3日の夜の本みこし練り歩きには各町内から13のみこしが繰り出され、多くの見物客でにぎわい、屋台も多数出展し、大きなトラブルやけがもなく町の最大のイベントは無事に終わることができてよかったと思います。

しかし、そこで気になったのがトイレです。みこしの担ぎ手の皆さんは、朝から地元の町内を練り歩き、続いて夜の練り歩きに参加しています。もちろん祭りには酒・ビールがつきもので、夜は見物客も多く、担ぎ手のテンションも上がり、3回の休憩時には毎回ビールがたくさん飲まれます。そこでトイレの数の少なさ、場所のわかりにくさが問題になってきます。仮設トイレが3カ所に2個ずつ、そして常設トイレが百年記念通り・旧庁舎前駐車場・円鏡寺公園に各1カ所ずつと、これだけ多くの担ぎ手、500人以上だと思われまます。そして見物客にしては余りにも少な過ぎるのではないのでしょうか。

当日、夜の様子は、百年記念通りの常設トイレでは男女兼用の1個で、常時10人以上が列をつくっており、旧庁舎前のトイレでは、蛍光灯が7本あるのに男女のトイレ各1本ずつしか点灯しておらず、それに身障者用は蛍光灯が切れて真っ暗で使用できない状態であり、母子が困っている状況でありました。また、町内の方からトイレの場所を何度も聞かれまして、案内看板の必要を感じました。そして、実行委員会の方からの文書の通達が配布され、トイレの場所以外での用足しは厳禁と書いてあり、守れなければ本みこしの練り歩きの存続にかかわるとの内容であったと記憶しております。

これらのことから、来年度からは仮設トイレを増設し、常設トイレの蛍光灯と清掃の点検を前もって行い万全の態勢で臨んでいただきたいと思いますと考えますが、いかがでありましょうか。終わります。

○議長（井野勝巳君） 奥村総務課長。

○総務課長（奥村英人君） それでは、北方祭りにおけるトイレについての質問にお答えをいたします。

北方祭りは、実行委員会事務局である北方町商工会にトイレの設置状況を確認いたしましたところ、百年記念通りを挟んで西側には常設トイレがないため、みこしの担ぎ手の混雑が予想される出発地点である俵町、祭り本部がある戸羽町、また駒来町の来客者用の駐車場に仮設トイレを設置しています。百年記念通り東側にはギャラリーこまき、公民館などの常設トイレがあるため、みこしのスタート地点からゴール地点までほぼ等間隔になるよう配慮してトイレを設置しているとのことでありました。

なお、実行委員会にはトイレに関する苦情は特に出ていないとのことでしたが、今後トイレの設置箇所や台数、案内サインにつきましては、より一層配慮をお願いしてまいります。また、旧庁舎前のトイレにつきましては随時確認を行っておりますが、今後イベント等の直前には改めて点検をするなど対応を図ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○5番（安藤哲雄君） それで、文書の通達は私が正しいですね、こういった内容であったと。

○議長（井野勝巳君） 奥村総務課長。

○総務課長（奥村英人君） 文書のほうには、男性の方が立ち小便をされる方がお見えになるということで、そういう方が民家のほうの敷地に入って、庭なり駐車場なりに用を足される方がお見えになるということが祭りの実行委員会のほうに入りましたので、実行委員会のほうで今言っているトイレの常設場所を示しまして、そこで用足しをお願いするということで文書を回させていただいたのは事実でございます。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○5番（安藤哲雄君） それで、百年記念通りのトイレの撤去をこの間されたんですけど、そのかわりとしてまた新たにちょっと考えないかんかとは思いますが、一つの提案として、下水管のマンホール上に防災トイレなどを設置して、ちょっと災害に備えての訓練を兼ねるのも一つの案

としてどうかなあと思いますけど、いかがですか。

○議長（井野勝巳君） 奥村総務課長。

○総務課長（奥村英人君） 今そのようなお話しがあったわけなんですけど、祭りのときに、議員がおっしゃられたように、皆さんお酒を飲んだような状況の中におるということで、そういうトイレを設置して、テントになりますので、危ないこともありますので、でき得れば、仮設トイレなり常設トイレで私どもが点検をして、それを利用していただくという方法でお願いしたいと思えます。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○5番（安藤哲雄君） では、以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（井野勝巳君） 御苦労さん。

それでは、次に、杉本真由美君。

○4番（杉本真由美君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、3点について御質問いたします。

まず、1点目についてでございます。

健康づくり促進について。

厚生労働省では、2013年から2022年の国民の健康づくり計画に健康寿命を延ばすとする目標を掲げています。健康寿命とは、介護を受けたり、病気で寝たきりになったりせず、自立して健康に生活できる時期のことをいいます。

日本一健康文化都市を掲げる静岡県袋井市では、2007年度より全国に先駆けて健康づくり活動をポイント換算し、公共施設利用券と交換できる健康マイレージ制度を実施しています。また、政令都市の中で高齢化率29%と高い北九州市は、2009年度に健康マイレージ事業を導入し、40歳以上の市民が、市が認めた運動教室や健康関連のイベントに参加したり、健康診断を受診するとポイントがたまり、景品と交換できるポイントシステムを実施し、このような取り組みは、将来の超高齢化社会を見据えた施策の一つとして全国に広がりつつあります。

兵庫県豊岡市では、健康診断、健康講演会、健康事業、介護予防事業に参加したり、ウォーキングの目標達成に応じてポイントを得ることができ、ためたポイントを学校などに寄附したり、指定の施設利用券に交換できるというものです。また、テレビの特集でも取り上げておりましたが、静岡県の高齢者が健康で若々しいのは足腰が丈夫であるからだと言っていました。歩く人と自転車に乗る人が非常に多く、静岡県は自転車道が至るところで整備されており、ふじのくに健康長寿プロジェクト「ふじのくに健康マイレージ事業」を進められています。

岐阜県下でも先進的に取り組まれている関市は、特徴的な取り組みとして、市民の皆さんから実行する・実行したい、健康づくりを宣言する健康宣言を募集したり、ウォーキングを始めてみようかなあと思わせる手帳を作成されています。「せき しあわせヘルスマイレージ」、市主催イベント、特定検診審査、がん検診などの健康づくり事業に参加し健康ポイントをため、たまったポイントで応募すると、すてきな商品が当たるというものです。

本町におきましても、さまざまな健康講座、介護予防講座など、いろいろな形で健康維持に対する取り組みがされており、健康増進に努めていただいております。健康マイレージ事業としてポイントをためながら、楽しく健康寿命を延ばす取り組みはできないでしょうか。町民一人一人の元気がまちの活性化につながっていくと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（井野勝巳君） 健康づくり担当課長 大塚君。

○健康づくり担当課長（大塚誠代君） 議員御質問の健康マイレージ事業についてお答えします。

各種健診の受診や健康講座への参加、あるいはウォーキングなどの健康づくりを行った住民が特典を受けられる、いわゆる健康マイレージ事業は、全国の自治体において少しずつ取り込まれつつあるところであり、本町においても関心を持って動向を見ておりました。静岡県袋井市が先進的な取り組みを始めて10年、新しく導入する自治体があることから、事業効果に期待を持てる一方、事業効果を鑑みて、本事業の終了を視野に置く市町があるとも聞いています。

このことから、本町においては、周辺市町の取り組み内容やその効果を注視して、実施の有無及び実施方法を慎重に検討していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（井野勝巳君） 杉本君。

○4番（杉本真由美君） 慎重に検討ということで御答弁いただきましたが、健康で誰もが楽しく、笑顔で元気に暮らせることは町民全ての皆様の願いであると思っております。しかし、病気にかかったり、介護を必要とされる方もいらっしゃるのが実情であります。平均寿命と健康寿命の差は、いわゆる不健康な状態の期間をあらわし、この不健康な期間をできるだけ短くし、生き生きとした暮らしができるよう健康寿命の延伸が求められております。

ちょっとここで質問させていただきますが、本町の平均寿命と健康寿命は何歳ぐらいでしょうか、教えていただきたいと思っております。

○議長（井野勝巳君） 大塚健康づくり担当課長。

○健康づくり担当課長（大塚誠代君） 本町ですけれども、小さいまちなので、健康寿命について正確な数字が出ていないんですが、大体、岐阜県あるいは岐阜市とほぼ同じというふうに考えておまして、これがまた国と同じような数値になっているかと思うんですが、2015年のデータで岐阜県についてお答えします。岐阜県の男性が、健康寿命のほうは71.44、それから女性のほうが74.83というふうになっております。それで、これがほぼ全国と同じなんですが、全国の平均寿命のほうは、男性が79.55、女性が86.30ということなので、おおよそ男性のほうで9年、それから女性のほうで十二、三年の差がありますので、ここでちょっと不健康な状態が続いているというふうで見えております。済みません、町の正確な状態がわからないので、平均的なところでお答えさせていただきました。

○議長（井野勝巳君） 杉本君。

○4番（杉本真由美君） ありがとうございます。

私も一応調べてみました。岐阜県では、2015年が、男性が79.92歳、女性が86.26歳ということで、ほとんど全国並みということで、健康寿命と平均寿命の差というのが不健康な状態というこ

とですので、その間隔を短くしていくのが自分自身の健康づくり・予防というのにつながっていくと思っております。そこで、個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブを提供する取り組みについてガイドラインが発表されておりますけれども、自分自身の健康づくりに関心が低いなど、健康づくりの取り組みを実施していない健康無関心層への促しにつなげるような観点から、今回このような健康マイレージということで事業ができないかということをご提案させていただきました。

北方町は今年度、個人とか、また町民に対しての要望とか、健康づくりに向けた狙いとか、その具体的な方策の予定とか、実施されていることがあればちょっとお聞かせください。

○議長（井野勝巳君） 大塚健康づくり担当課長。

○健康づくり担当課長（大塚誠代君） まず、福祉健康課のほうについては、大腸がん検診で40歳から69歳の方に対して自己負担金の無料化とか、それから勧奨はがき等をお送りすることによって、検診への関心を高めるようなことをやっております。そのほか乳がん検診、子宮がん検診についても5年刻みでクーポン券を送って、受診しやすい環境をつくりながら受診勧奨を進めております。

そのほかですが、住民保健課のほうでもいろいろな施策をとっていらっしゃるって、特定健診の対象者に対してコール・リコールをやって受診の促し、それから、そちらからもはがきによる勧奨をやっていたり、人間ドックの助成をやったり、さらに休日健診ですが、両課で共同して休日健診を2回設けておまして、平日に受診がしにくい方たちには日曜日に受診しやすい状況をつくるなど、環境整備に努めております。以上です。

○議長（井野勝巳君） 杉本君。

○4番（杉本真由美君） ありがとうございます。昨年より、若い方に自分の健康状態を知っていただくということで健康診断をやってみえると思います。まず初めに一人一人の健康情報をわかりやすく提供したり、また継続的に健康に対する問題意識を喚起するようなことも本当に重要だと思います。個人の健康への気づきにつながっていくような取り組みをよろしく願いいたします。以上で1点目は終わります。

2点目についてでございます。就学援助について。

学校教育法第19条で、経済的理由によって就学が困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないという点に基づき、就学援助は市町村が実施主体とされています。この市町村の行う就学支援のうち、要保護者への援助に対し、国は、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律、学校給食法、学校安全法等に基づいて必要な援助を行うというふうにされています。

これまでは新入学時に必要な学用品の費用については支給されるものの、国の補助金交付要綱では、国庫補助の対象が小学校入学前を含まない児童または生徒の保護者としていたため、その費用は入学後の支給になっていました。支給時期が4月以降と入学準備に間に合わないことから、

独自の取り組みとして、小学校や中学校に入学する児童・生徒が通常必要とする学用品費や通学用品費について、入学年度開始前の援助を実施している自治体もあります。

経済的な理由などにより学用品などの購入な困難な世帯に、福岡県苅田町、北九州市では、入学時の学用品の購入金額は大きいと、ことし4月より公立小・中学校に入学する子供がいる家庭に申請手続、審査期間を早め、入学準備金を3月に支給しているとのこと。

文部科学省は、要保護児童生徒援助費補助金要綱を平成29年3月31日付で改正することにより、新入学児童・生徒学用品費の単価を従来の倍額にすることとともに、その支給対象者に、これまでの児童・生徒から、新たに就学予定者を加えました。この改正にあわせ、平成30年度からその予算措置を行うとの通知がなされたところです。

しかし、この措置は要保護児童・生徒に限ったものであり、準要保護児童・生徒はその対象になっておりません。準要保護児童・生徒に対する新入学児童・生徒学用品費の対応については、今後、文科省の通知に従い、その単価の変更や入学前からの支給について、本町においても判断していくこととなりますが、今回の改正の趣旨と本町における準要保護児童・生徒の現状を見ますと、平成30年度から実施できるよう準備を進めることが重要と考えます。

就学援助における新入学児童・生徒学用品費の入学前からの支給に対応するための予算措置など進めていくことが必要と考えますが、本町のお考えをお聞かせください。

○議長（井野勝巳君） 有里教育次長。

○教育次長（有里弘幸君） それでは、就学援助に関する御質問についてお答えをします。

近年、要保護児童、準要保護児童については、議員御指摘のとおり、新入学時に必要な学用品の費用を入学前に支給する市町村があります。要保護児童への就学援助に関しては、現在、生活保護費より学用品が支給されるので、町より就学援助としての支給は行うことはありません。準要保護児童につきましては、所得の要件や就学援助の単価の変更、転入・転出した児童・生徒の対応などさまざまな問題が生じます。

町といたしましては、国が制度を整えた時点で、準要保護児童に対する入学前支給を行ってきたいと考えておりますので、御理解願います。

○議長（井野勝巳君） 杉本君。

○4番（杉本真由美君） 国の通知に従いということでしたので、ここで、平成26年度就学援助対象者数はおおよそ全国で150万人ということで数値が上がっております。要保護児童・生徒と準要保護児童・生徒の割合というのがおおよそ1対10と言われておりますけれども、本町の状況はどのようなふうになっておりますか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

○議長（井野勝巳君） 有里教育次長。

○教育次長（有里弘幸君） 私どものほうは、一応小学校3校を合わせて、これは28年度の数字なんです、準要保護児童は163名、そして要保護児童は8名ということになりますので、比率ということを考えますと全体の中では15.7%という数値になりますが、20対1ぐらいの割合になってくるかと思えます。中学校につきましては、準要保護生徒が104名、そして要保護生徒が2

名ということですので1対52という形になります。

○議長（井野勝巳君） 杉本君。

○4番（杉本真由美君） 今の数字を見ますと、やはり全国よりはちょっとはるかに割合が大きいんじゃないかなあとと思います。就学援助率は15.7%と北方町は言うておりましたけれども、全国では15.39%ということで、援助率が大体同じぐらいなのかなあと、割合が準要保護の方も多いということで、やっぱりそういう現状を見ますと、できれば入学前に準備のお金というか、準備金を支給していただけたら保護者としてはありがたいなあと思っております。

私の娘たちも20年ほど前に入学しましたけれども、そのときランドセルが、当初いただいたときは男の子が青で、女の子が赤で、下の子のときになりますと黄色のランドセルということで、本当にありがたく思いました。最近ちょっとランドセルを見せていただいたんですけども、以前はA4のファイル自体が真っすぐに入らなくて、曲がった状態ということで、今は本当にたっぷりいろんなものが入られる。習字とか絵の具セットが、かばんのプチってやるところに挟んで、子供たちが工夫しながらやっているということで、やっぱり黄色いランドセルは交通安全の点でもいい点もありますし、本当に保護者にとってはありがたいなあと思っております。また、国からの通知がございましたら、できるだけ早目に支給していただけるようにお願いしたいと思います。以上で質問は終わります。

じゃあ3点目に移ります。

3点目、オリジナル婚姻届・出生届についてでございます。

結婚についてどのようなイメージや記憶を持ってみえますか。派手な結婚式、感動した結婚式、2人だけの地味婚、では、結婚した瞬間は。婚姻届、それは初めて法的に夫婦と認められ、これからの2人の人生が描かれる大事な書類です。しかし、記憶がないという方は少なくないと思います。それは、婚姻届は役所に提出するだけの書類であり、結婚される2人の手元には残らないからではないでしょうか。結婚後の夫婦、そして家族との道のりは、楽しいことやうれしいことばかりではないでしょう。でも、結婚したときの幸せな気持ちや夢をいつまでも忘れずにいられたら、それが力となり、2人はいつまでも幸せな気持ちを持ち続けることができるのではないのでしょうか。何か記念に残るようなかわいい婚姻届、すてきな婚姻届のあかしがもし手元にあれば、末永く実感できるのではないのでしょうか。

結婚という新たな門出を迎える方たちは、2人が家族になるための初めての共同作業が婚姻届の記入であります。最近では婚姻届からこだわりたいという意識が強くなっており、自治体や企業が地元発信や観光促進キャンペーンのためにアイデアを凝らした婚姻届を作成、提供している御当地のオリジナル婚姻届が広がっています。地域の風景やキャラクターなどをモチーフにすることで、結婚後もその土地への愛着を持ってもらうように、住所地や本籍地に限らず、どこでも提出ができるため、地元カップルだけでなく、提出のためにその土地へ旅行するカップルもふえているようです。

人気のあるところですが、北海道の美幌町のホームページにはこんな一コマがありました。美

幌町のちょっとかわいい新婚姻届ということで、通常は手元に残らない婚姻届、お2人が法律的に夫婦となったあかしは、役場に提出するだけの寂しいものです。そこで、美幌町でお渡しする婚姻届は、今まで茶色だったものを華やかで幸せを感じるピンク色にし、手元に残る婚姻届にしました。美幌町に婚姻届を提出したお2人に、美幌町産材でつくった幸せいっぱいフォルダーをプレゼントしています。ぬくもりのあるフォルダーに包んで婚姻届を保管し、1年先、10年先、さらには50年先の結婚記念日に届け出の瞬間を振り返り、お互いに感謝し、お2人で愛を確かめたいかがでしょうか。一生に一度の大切な瞬間をカメラにおさめてはいかがですか。カメラをお持ちいただくと、職員が撮影をしますので、お気軽に御遠慮なくお申しつけくださいとありました。

県内では、多治見市、大垣市がオリジナル婚姻届と出生届を作成しております。多治見市は御当地キャラクター「うながっば」のデザインをモチーフに、大垣市はアニメーションの作品の舞台のモデルになった登場人物があしらわれ、市の観光PRや移住・定住の促進につながるよう人生の節目を祝福し、市役所窓口サービス課や各地域事務所、サービスセンターなどに置き、出生届は市内の産婦人科と市民病院と連携し、市外の人でも市内で出産すると利用ができます。

大垣市のほうからちょっといただきました。少し御紹介させていただきます。大垣市がアニメの映画のところということで、このような形が婚姻届で、これが出生届ですね。やっぱりアニメのキャラクターが載っておりますけれども、こういった形で作成されております。通常の普通のこのようなデザインのもの以外にも、通常のものも一緒に置いてあるということで、希望の方はこちらの新しいオリジナルデザインの届け出を使用してくださいということです。

新しく夫婦になる方の門出をお祝いし、本町に愛着を持ってもらうオリジナル婚姻届、新たな生命の誕生を届ける出生届を作成することにより、情報・観光等の発信にもつながると思いますが、本町のお考えをお聞かせください。

○議長（井野勝巳君） 安藤住民保険課長。

○住民保険課長（安藤ひとみ君） オリジナル婚姻届と出生届についてお答えいたします。

最近、当町においても、結婚関係の雑誌についている婚姻届やインターネット上から入手した届け出書で提出される方もふえており、そのような届け出書は種類も多く、とても華やかなものとなっております。当町で独自のものを作成したとしても、届け出書自体が情報や観光などの発信にはつながりにくいと考えております。また、現在、出生届については2年間分、婚姻届については3年間分の在庫もあることから、当町のオリジナルの届け出書については今のところは考えておりません。

記念撮影については、今までは、申し出される方については、届け出者本人のスマートフォンなどで希望される場所で職員が撮影しており、婚姻届や出生届が提出された際にはお祝いの言葉を述べております。今後は、記念撮影について窓口案内を提示するなど積極的にPRしていく予定です。今まで以上に丁寧な窓口対応に心がけていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（井野勝巳君） 杉本君。

○4番（杉本真由美君） ありがとうございます。まだ在庫があるということです。2年、3年先ということで、またその先は考えていただけるんじゃないのかなあという感じで受けとめております。

窓口受け付け件数ということで、オリジナルのデザインの婚姻届、また出生届をこの北方町に届けられたということは、ごく最近とか、ここ最近ありますか。

○議長（井野勝巳君） 安藤住民保険課長。

○住民保険課長（安藤ひとみ君） 平成28年度に北方町の窓口で受け付けをしました出生届については160件で、婚姻届については87件ございます。戸籍の届け出は1カ月分ごとに法務局に提出しておりますので、そのうちオリジナルの届け出書が何件あるかという具体的な件数は把握しておりません。ただ、最近の傾向としまして、出生届については余り見受けられませんが、婚姻届については、市販されているオリジナルの届け出書で提出される方が約3割ほどとなっております。

○議長（井野勝巳君） 杉本君。

○4番（杉本真由美君） ありがとうございます。これから窓口で受付時に皆さん、お祝いの言葉とか写真撮影などの声かけでサービス向上に努めるということでしたので、笑顔でお祝いしていただきたいと、そういうような対応をよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（井野勝巳君） 御苦労さん。

これで一般質問を終わります。

○議長（井野勝巳君） 以上で本日の日程は全部終了をいたしました。

第3日は、16日午前9時30分から本会議を開くことといたします。

本日はこれで散会をいたします。大変御苦労さまでございました。

散会 午後2時25分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成29年6月15日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

